



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月27日金曜日 第2534号外1

◇ 目 次 ◇
告 示

○ 漁業免許の内容等の公示..... (水産課) 1

告 示

○愛媛県告示第1436号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、
共同漁業等の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件
別記1から別記7までのとおり
- 2 免許予定日
平成26年4月1日
- 3 申請期間
平成25年12月27日から平成26年2月17日まで
- 4 存続期間
 - (1) 共同漁業
平成26年4月1日から平成36年3月31日まで
 - (2) 区画漁業
平成26年4月1日から平成36年3月31日まで
 - (3) 特定区画漁業
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記2)

燧灘における区画漁業（特定区画漁業を含む。）の免許の内容たるべき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市大三島町大見地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町大見港防波堤突端 B 今治市大三島町大見道明鼻 点 ア Aから今治市大三島町口総小横島南端見通し500メートルの点 イ Aから今治市大三島町口総小横島南端見通し1,600メートルの点 ウ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し1,300メートルの点 エ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し300メートルの点	今治市大三島町大見	別記2及び4のとおり
燧区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市吉海町津倉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町津倉小敷磯中央 B 今治市吉海町津倉綿巻磯 点 ア Aから今治市吉海町泊川尻中央見通し100メートルの点 イ Aから今治市吉海町泊川尻中央見通し270メートルの点 ウ Bから90度285メートルの点 エ Bから45度130メートルの点	今治市吉海町及び馬島	別記2及び4のとおり
燧区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市吉海町津倉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町津倉部落堤防突端標識 B 今治市吉海町本庄シイガ鼻 点 ア Aから0度40メートルの点 イ Aから0度120メートルの点 ウ Bから30度90メートルの点 エ Bから30度20メートルの点	今治市吉海町及び馬島	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記4)

伊予灘における区画漁業（特定区画漁業を含む。）の免許の内容たるべき事項等

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第1号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市浅海地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市浅海原甲550番地地先の投光器柱 B 松山市浅海仙波谷川河口西側護岸東角 点 ア Aから315度150メートルの点 イ Aから315度450メートルの点 ウ Bから315度460メートルの点 エ Bから315度160メートルの点	松山市浅海原、浅谷、磯河内、院牛小儀山、尾小、大西、片鹿、上鴨、原、神式、九久、小野、光立、之佐、之猿、川、下庄、常、高、藤、常、手、野、中、中、立、西、萩、反、平、府、別、北、本、宮、安、柳、谷、田、及、び、和、田	別記2及び4のとおり	
伊区第2号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町堀江港東防波堤東側付根から北へ直線距離620メートルの標識 B 松山市堀江町と同市小川の境界標識の鼻西端から南へ200メートルの標識 点 ア Aから松山市門田町頭崎見通し250メートルの点 イ Aから松山市門田町頭崎見通し500メートルの点 ウ Bから松山市門田町神崎見通し500メートルの点 エ Bから松山市門田町神崎見通し250メートルの点	松山市堀江町	別記2及び4のとおり	

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第3号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町高浦及び同町佐市地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町高浦崎標柱 B 西宇和郡伊方町佐市北側防波堤基部より68メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し70メートルの点 イ Aから西宇和郡伊方町走手鼻見通し360メートルの点 ウ イから41度440メートルの点 エ Bから西宇和郡伊方町小振黒鼻見通し180メートルの点	西宇和郡伊方町、松江市、浜江津島部茂崎久浜成	別記2及び4のとおり
伊区第4号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町三机地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ 点 ア AからB見通し470メートルの点から180度50メートルの点 イ Aから180度400メートルの点 ウ イから90度200メートルの点 エ ウから0度150メートルの点 オ エから270度50メートルの点 カ オから0度250メートルの点	西宇和郡伊方町、松江市、浜江津島部茂崎久浜成	別記2及び4のとおり
伊区第5号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町田部地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町田部第2防波堤L護岸基部より82.9メートルの標識 点 ア Aから227度100メートルの点 イ Aから208度150メートルの点 ウ イから253度212メートルの点 エ ウから298度300メートルの点 オ エから29度300メートルの点	西宇和郡伊方町、松江市、浜江津島部茂崎久浜成	別記2及び4のとおり
伊区第6号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから199度見通し線とDから199度見通し線との区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町神崎タナヲ碇 B 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤基部から海岸沿いに東へ100メートルの標識 C 西宇和郡伊方町神崎後の浜西防波堤西基部 D 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤東基部 点 ア Aから199度50メートルの点 イ Aから199度200メートルの点 ウ Bから199度270メートルの点 エ Bから199度120メートルの点	西宇和郡伊方町、松江市、浜江津島部茂崎久浜成	別記2及び4のとおり
伊区第7号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町神崎後の浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町神崎後の浜東防波堤東基部から海岸線沿いに東へ100メートルの標識 B 西宇和郡伊方町神崎後の浜オソナグチの標識 点 ア Aから199度120メートルの点 イ Aから199度430メートルの点 ウ Bから199度400メートルの点 エ Bから199度100メートルの点	西宇和郡伊方町、松江市、浜江津島部茂崎久浜成	別記2及び4のとおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊区第8号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤岩鼻 B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端 C 西宇和郡伊方町釜木境磯中央 D 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識 点 ア Aから65度100メートルの点 イ Bから313度150メートルの点 ウ Dから335度200メートルの点 エ Dから335度400メートルの点 オ Cから309度300メートルの点 カ Aから65度350メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり	
伊区第9号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	ウア、アイ、イB及びBウの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤北端見通し150メートルの点 ウ Aから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり	
伊区第10号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2及び4のとおり	
伊区第11号	第2種区画漁業	魚介類養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町佐田岬地先	西宇和郡伊方町佐田岬の三崎漁業協同組合かん水蓄養池東堤防と西堤防との間の護岸に囲まれた区域	西宇和郡伊方町三崎地区		

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

種類	開催日	場所
集合して行う研修	平成27年2月22日(日)	松山市花園町3-6 学校法人河原学園 愛媛医療専門学校

4 受講料
4,500円

○愛媛県告示第1429号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

松山市善応寺乙79の1、乙79の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1430号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年9月16日愛媛県告示第1066号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
宇和島市津島町山財3、5、8、9、197	宇和島市伊吹町1207番地サンリヴィア202号 笠岡美幸	森林所有者
宇和島市津島町山財44	宇和島市丸之内一丁目3番17号 石丸文久	"
宇和島市津島町山財68	京都市伏見区石田西ノ坪1番地 河坂昌利	"
宇和島市津島町山財89	宇和島市新町一丁目5番22号 松本尚	"
宇和島市津島町山財144	北宇和郡津島町大字山財270番地 山田平吉	"
宇和島市津島町山財194、198	北宇和郡津島町大字松甲60番地 佐藤俊達	"
宇和島市津島町山財203	北宇和郡津島町大字山財下組211番地2 兵頭徳治	"

宇和島市津島町山財217	大浜市平野区加美東五丁目10番21号 河野智	"
宇和島市津島町山財219	北宇和郡清瀬村大字山財下組190番地 兵頭善八	"
宇和島市津島町山財1602	北宇和郡津島町大字山財212番地 岡村孫三郎	"
宇和島市津島町山財1610	岡村孫三郎	"
宇和島市津島町山財1696	大阪府吹田市五月が丘南31番10-301号 清家仙次	"
宇和島市津島町山財1737、1797	北宇和郡津島町大字山財970番地 梶原多丸	"
宇和島市津島町山財1749	神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目113番27号 岡幹雄	"
宇和島市津島町山財1779、1780、1853、1887	北宇和郡津島町大字山財下組309番地 清家仙次	"
宇和島市津島町山財1783、1787、1798	宇和島市野川甲1241番地1 結城弘子	"
宇和島市津島町山財1800、1808、1803、1809	北宇和郡津島町大字山財下組1207番地 山口淳子	"
宇和島市津島町山財1858	北宇和郡清瀬村大字山財下組829番地 山本長蔵	"
宇和島市津島町山財1880	北宇和郡清瀬村大字山財下組211番地 兵頭徳治	"
宇和島市津島町山財1937	東宇和郡宇和町大字伊賀上16番地 松本文雄	"
宇和島市津島町山財2100	宇和島市伊吹町甲1013番地2 浜田音二郎	"
宇和島市津島町山財2142、2143	南宇和郡御荘町平城3384番地1 濱田音二郎	"
宇和島市津島町山財2272	茨城県稲敷郡新利根町伊佐津2584番地4 森田啓介	"
宇和島市津島町山財2433、2828、2839、2840、2850	北宇和郡津島町大字山財2826番地 堀江武一	"
宇和島市津島町山財2792	宇和島市川内甲1980番地1(市営住宅) 濱田ノブ子	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1431号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、

区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村 時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第12号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びウアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点

イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点

ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点

エ Aから159度210メートルの点

オ AからBへ200メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 伊特区第24号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ロ) 漁場の区域

Aア、アウ、ウイ及びイAの4直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点

イ AからBへ200メートルの点

ウ Aから159度210メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第298号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜瀧の下標識

点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点

ウ Bから189度680メートルの点

エ Bから181度310メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第299号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐる小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜瀧の下標識

B 南宇和郡愛南町久良中天嶺標識

点 ア Aから160度365メートルの点

イ Aから178度740メートルの点

ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点

エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点

オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点

カ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第300号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第771号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
バイオセーフティレベル3検査設備一式	愛媛県森林水産部 管理課 伊予商港部 愛媛県松山市一香町西丁目4番地2	平成28年6月15日	はじめ科学株式会社 愛媛県松山市間原町3-7	37,659,600円	一般競争入札	平成28年4月26日

○愛媛県告示第772号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第13号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先

(5) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤簷鼻
- B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端
- 点 ア Aから125度85メートルの点
- イ Bから308度128メートルの点
- ウ Bから31度324メートルの点
- エ Aから73度452メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 伊区第14号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 西宇和郡伊方町釜木地先

(5) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端
- B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識
- 点 ア Aから19度586メートルの点
- イ Aから37度30分574メートルの点
- ウ Bから342度266メートルの点
- エ Bから333度511メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成28年10月1日

3 申請期間

平成28年6月24日から平成28年9月7日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業
平成28年10月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年6月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村 時 広

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記6)

宇和海における区画漁業の免許の内容たる
べき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第1号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石7の624の2番地地先丸岩の標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し20メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し120メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇区第2号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町住吉鼻 点 ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇区第3号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小山谷と畑の浦との境界点の標識 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 点 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第4号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから356度(西予市明浜町狩浜オタバヤ川河口左岸角)見通し50メートルの点 イ Bから358度(西予市明浜町狩浜オタバヤ川河口右岸角)見通し50メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第5号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)北角標識 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから98度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)見通し40メートルの点 イ Bから96度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)見通し40メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第6号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)北角標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから349度見通し100メートルの点 イ Bから0度見通し165メートルの点 ウ Bから0度見通し55メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字区第7号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し40メートルの点 イ Bから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第8号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根 B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 ア Aから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し30メートルの点 イ Bから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第9号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜1の215(明浜漁業協同組合所有地)東角標識(境界排水溝口) 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)見通し200メートルの点 イ Bから175度(宇和島市吉田町奥浦間口)見通し250メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第10号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識 B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)見通し200メートルの点 イ Bから197度(宇和島市吉田町奥浦間口)見通し200メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第11号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江ぎおん鼻標識 B 西予市明浜町渡江古網代鼻新田90の2西角標識 点 ア Aから191度(西予市明浜町渡江新田西角)見通し20メートルの点 イ Bから207度(西予市明浜町渡江だけの島)北西角見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第12号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108度(西予市明浜町俵津小網代割穴)見通し100メートルの点 イ Bから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し390メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第13号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免番	計号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						D 西予市明浜町依津9の169の2防波堤北側付根 E 西予市明浜町依津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標識 点 ア BからD見通し線とCから95度(西予市明浜町依津東川河口右岸端)見通し線との交点 イ Bから137度(西予市明浜町依津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し線とCから95度(西予市明浜町依津東川河口右岸端)見通し線との交点 ウ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し線とBから137度(西予市明浜町依津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し線との交点 エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し線とEから109度(西予市明浜町依津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し線との交点		
宇区第14号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町依津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町依津3の22の5標識 B 西予市明浜町依津3の146の1(依津車庫前)前防波堤西側突端 C 西予市明浜町依津宮崎川河口左岸端標識 点 ア Cから182度(西予市明浜町依津9の169の2防波堤北側付根)見通し30メートルの点 イ Cから137度(西予市明浜町依津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し35メートルの点 ウ Bから192度50分96メートルの点 エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し95メートルの点 オ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し300メートルの点 カ Cから182度(西予市明浜町依津9の169の2防波堤北側付根)見通し90メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり	
宇区第15号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町依津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町依津2の891の1の南角標識 B 西予市明浜町依津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Aから252度(西予市明浜町依津9の162の10の南東角)見通し100メートルの点 イ Bから255度(西予市明浜町依津楠ヶ浦県道堀切)見通し150メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり	
宇区第16号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町依津地先	AB、BC、CA、アイ、イウ及びウDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町依津二ヶ網代南端標識 B 西予市明浜町依津大小島南西部標識 C 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) D 西予市明浜町依津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)見通し600メートルの点 イ Cから230度880メートルの点 ウ Dから255度(西予市明浜町依津楠ヶ浦県道堀切)見通し150メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり	
宇区第17号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜水越島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央 点 ア Aから334度見通し線110メートルの点 イ Aから284度見通し線485メートルの点 ウ Aから259度見通し線485メートルの点 エ Aから206度見通し線110メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり	

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第18号		第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) B 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第19号		第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びABの6直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 B 宇和島市吉田町深浦3-1荒神鼻 C 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社島居中央 D 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とウから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第20号		第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社島居中央 B 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 C 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 D 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻突端 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とイから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点 イ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とCから宇和島市吉田町法花津2108-4浜中央がんぎ見通し線との交点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第21号		第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦2-494-1南側角の標識 B 宇和島市吉田町深浦2-490南側角の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦1-1-3松ヶ鼻防波堤北側付根見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町深浦1-2-3水谷新田北角見通し30メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第22号		第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免 許 番 号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					B 宇和島市吉田町深浦2-3-1中川河口東角から護岸沿い東へ10メートルの標識 C 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻突端 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がなぎ見通し80メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とAから宇和島市吉田町法花津6-194-1浜中央がなぎ見通し線との交点		
宇区 第23号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町法花津地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻 B 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 C 宇和島市吉田町法花津1-426-1中央の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外23西角下り松見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し75メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻見通し85メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2及 び4のと おり
宇区 第24号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町法花津地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 B 宇和島市吉田町法花津1-426-1中央の標識 C 宇和島市吉田町法花津1-294-3法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3033-1こうらの鼻見通し85メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し75メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町白浦2775番地東角見通し300メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2及 び4のと おり
宇区 第25号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2-767-1おやしき浜西角から西へ24メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2367-3の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とBから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根見通し線との交点	宇和島市 吉田町	別記2及 び4のと おり
宇区 第26号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市吉田 町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 B 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 C 宇和島市吉田町白浦2771-1かどばやの鼻警鐘台 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津見島見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し280メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点	宇和島市 吉田町	別記2及 び4のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第27号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 C 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 D 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し70メートルの点 オ Cから宇和島市吉田町法花津児島見通し70メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第28号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町深浦3-233-3地先、小口島西岸見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第29号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア及びアCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端の標識 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 D 西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口 点 ア ABの直線とCDの直線との交点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第30号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識見通し線とCから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し445メートルの点 ウ Bから西予市明浜町俵津大コ島西岸見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第31号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 B 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸中央土管の標識 点 ア Aから西予市明浜町俵津大コ島西端見通し250メートルの点 イ Bから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免番	許号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第32号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸土管中央の標識 B 宇和島市吉田町河内甲2357-3坊主岩 C 宇和島市吉田町河内外762-1地先東角の標識 点 ア Aから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点 イ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 エ Bから西予市明浜町狩浜4-2だけの鼻西端見通し100メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり	
宇区第33号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094西の丸突端 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲49-2竜王鼻見通し400メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し400メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり	
宇区第34号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクB間の9直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ250メートルの標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094東端標識 D 宇和島市吉田町南君野島山3094南中角の標識 E 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 ウ Cから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 エ Dから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 オ Eから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 カ Eから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ク Bから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり	
宇区第35号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり	
宇区第36号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地4西角の標識	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及)	別記2及び4のとおり	

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						B 宇和島市白浜178番地2北角の標識 C 宇和島市白浜178番地2東角の標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港(本九島)東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地4南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津海老崎見通し50メートルの点	旧宇和海村地区を除く	
宇区第37号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり	
宇区第38号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦2024番地2護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦2023番地4護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり	
宇区第39号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とBE間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2002番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦港見通し170メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり	
宇区第40号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	AB及びBCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦港中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり	
宇区第41号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり	

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第42号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第43号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 C 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第44号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第45号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島引出鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し150メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第46号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコAの11直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識(防波堤屈折点) D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分800メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニフトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
					キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点 コ Aから263度30分200メートルの点		
宇区 第47号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識 B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦長巻鼻大岩見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市三浦長巻鼻大岩見通し90メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2及 び4のと おり
宇区 第48号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦 地先	AB、Bア及びアCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側突端 C 宇和島市平浦長刀1287番地東角 点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートル の点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2及 び4のと おり
宇区 第49号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦 地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時 海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦新24番地1新田ニワトリ碇の標識 B 宇和島市平浦新27番地1新田東北角の標識 C 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 D 宇和島市蕨居浦14番地3の標識 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Bから128度30分90メートルの点 ウ CからD見通し70メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2及 び4のと おり
宇区 第50号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蕨地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大 低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨と同市三浦との最大低潮時海岸線に おける境界 B 宇和島市蕨大谷鼻突端 C 宇和島市蕨大谷東標識 D 宇和島市蕨居浦14番地3の標識 E 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 F 宇和島市平浦916番地5新田西端 点 ア Aから304度170メートルの点 イ Bから304度80メートルの点 ウ CからF見通し200メートルの点 エ DからE見通し95メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2及 び4のと おり
宇区 第51号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市九島 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池鳥首島北端見通し60メー トルの点 イ Aから宇和島市小池鳥首島北端見通し570メー トルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メー トルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2及 び4のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点		
宇区第52号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双落突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島頂見通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池島首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池島首島北端見通し80メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町野島頂見通し80メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、向三浦及び旧宇和区海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第53号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と岡市蔵との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第54号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦無月川河口右岸端 B 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿いの北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第55号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1747番地北端の標識 B 宇和島市三浦東1955番地1西北端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦西3163番地採石場見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し130メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第56号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第57号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第58号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識 B 宇和島市三浦徳利濬沖鼻 点 ア Aから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市平浦下手先見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第59号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイDの3直線とAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウエ及びエCの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦徳利濬沖鼻 B 宇和島市三浦長濬鼻北端 C 宇和島市三浦尾崎鼻先端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 D 宇和島市尾崎鼻先端 点 ア Aから宇和島市平浦下手先見通し650メートルの点 イ Dから宇和島市平浦地の間鼻見通し600メートルの点 ウ Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 エ Cから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第60号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ及びイEの3直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウC及びCDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう先端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落跡の標識見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第61号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識 B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから333度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は 条件
宇区 第62号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦 大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200 メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通 し210メートルの点	宇和島市 三浦	別記2及 び4のと おり
宇区 第63号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦 安米地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時 海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西440番地東角の標識 B 宇和島市三浦安米崎落着の標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦名切崎見通し225メートル の点 イ Bから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートル の点 ウ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートル の点	宇和島市 三浦	別記2及 び4のと おり
宇区 第64号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦 安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻北端から海岸線沿い南へ10 0メートルの標識 B 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Bから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートル の点	宇和島市 三浦	別記2及 び4のと おり
宇区 第65号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦 安米地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻東端から南へ海岸線沿い10 0メートルの標識 B 宇和島市三浦と市遊子との最大高潮時海岸線 における境界(山崎鼻) 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Aから宇和島市島首島見通し590メートルの点 ウ Bから宇和島市高島西端見通し550メートルの 点	宇和島市 三浦	別記2及 び4のと おり
宇区 第66号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 宇和島市下波仏岩場場に設置された金属錐 点 ア Aから158度16分25秒469メートルの点 イ Aから161度13分02秒642メートルの点 ウ Aから171度24分31秒670メートルの点 エ Aから264度04分31秒233メートルの点 オ Aから277度46分38秒60メートルの点	宇和島市 下波	別記2及 び4のと おり
宇区 第67号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属錐 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点	宇和島市 下波	別記2及 び4のと おり
宇区 第68号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津電工防波堤先端の 岩場に設置された金属錐 点 ア Aから143度45分54秒455メートルの点 イ Aから127度51分58秒355メートルの点 ウ Aから117度46分03秒491メートルの点 エ Aから131度45分51秒568メートルの点	宇和島市 下波	別記2及 び4のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第69号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鉄 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第70号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津陸道抗口より南へ60メートルに設置された金属鉄 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第71号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉄 点 ア Aから0度41分03秒920メートルの点 イ Aから350度53分52秒1,102メートルの点 ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点 エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第72号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市島首島南端見通し線の北側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二並島)東端見通し線との交点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第73号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市島首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二並島)西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第74号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子小矢野浦鼻 B 宇和島市遊子小矢野浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第75号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点		
宇区第76号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家島鼻東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点 点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻(立目鼻)西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第77号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第78号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第79号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2092番地落の鼻突端 B 宇和島市蔦淵2224番地美砂子霞岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏岩岩場金属鉄見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏岩岩場金属鉄見通し20メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第80号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウオ、オカ、カエ及びエアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵2091番地押抜突端 点 ア Aから宇和島市蔦淵275番地千落見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵275番地千落見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第81号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔦淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第82号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蔦淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1009番地北角見通し85メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第83号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵1071番地北角見通し35メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第84号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1074-2番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔦淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し35メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第85号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵2033番地西角見通し50メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第86号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔦淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第87号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第88号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔦淵 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔦淵977番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護 岸西角見通し28メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵515-7番地天神鼻埋立護 岸西角から海岸線沿い東へ32メートルの標識見通 し28メートルの点	宇和島市 蔦淵	別記2及 び4のと おり
宇区 第89号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔦淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の岩 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東 へ660メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し670メートル の点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し550メートル の点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点	宇和島市 蔦淵	別記2及 び4のと おり
宇区 第90号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔦淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵215番地小池東端の岩 B 宇和島市蔦淵189番地石原鼻から海岸線沿い東 へ720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートル の点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートル の点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点	宇和島市 蔦淵	別記2及 び4のと おり
宇区 第91号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔦淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波池鼻の蔦南端 B 宇和島市下波黒崎鼻の蔦南端 点 ア Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し13 0メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵2225番地美砂子鼻見通し30 2メートルの点 ウ Bから宇和島市蔦淵大鷲留止島島頂見通し312 メートルの点 エ Bから宇和島市蔦淵大鷲留止島島頂見通し140 メートルの点	宇和島市 蔦淵	別記2及 び4のと おり
宇区 第92号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔦淵 地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2353番地ゴンジロ鼻突端 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点	宇和島市 蔦淵	別記2及 び4のと おり
宇区 第93号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア、アB及びBCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島まもと鼻 B 宇和島市戸島みたら蔦頂 C 宇和島市戸島双子蔦東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メー トルの点	宇和島市 戸島	別記2及 び4のと おり
宇区 第94号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社島居前 点 ア Aから宇和島市蔦淵黒島東端見通し230メー トルの点	宇和島市 戸島	別記2及 び4のと おり

免許番号	種類	漁業の種類名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第95号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第96号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島立岩の標識 B 宇和島市戸島美砂子浜の2号標識 点 ア Aから41度30メートルの点 イ Aから41度130メートルの点 ウ Bから41度180メートルの点 エ Bから41度80メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第97号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻 点 ア Aから172度745メートルの点 イ Aから167度486メートルの点 ウ Aから203度510メートルの点 エ Aから195度760メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第98号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦キワタジリの標識 B 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ磐見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ磐見通し200メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第99号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	Bア、アイ及びイAの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町北灘福浦川口左岸端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦キワタジリ護岸中央の標識見通し90メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第100号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(北灘漁業協同組合)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8(北灘漁業協同組合)集荷場北角見通し250メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第101号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（北灘漁業協同組合）集荷場北角見通し30メートルの点		
宇区第102号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びBイの2直線とAB間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘南部小学校正門から海岸線沿い南へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のどおり	
宇区第103号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びキエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水帯から東へ直線で10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘落ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のどおり	
宇区第104号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘松崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のどおり	
宇区第105号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のどおり	

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島頂見通し60メートルの点		
字区第106号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町成由良小学校成本校体育館東端見通し250メートルの点 イ Bから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
字区第107号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜グシビキの鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島頂見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市津島町前島頂見通し570メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Bから254度見通し630メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
字区第108号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜真浦南端から護岸沿い北へ70メートルの標識 B Aから護岸沿い北へ152メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシアの鼻見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシアの鼻見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し210メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し95メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
字区第109号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウダの鼻 点 ア Aから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 イ Bから宇和島市津島町前島東端見通し700メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し350メートルの点 オ Bから宇和島市津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから宇和島市津島町前島東端見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
字区第110号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町ウダの鼻 B 宇和島市津島町大迫の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島東端見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第111号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻先端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから宇和島市津島町田風越の鼻見通し250メートルの点 イ Aから宇和島市津島町田風越の鼻見通し430メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町田風越の鼻見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市津島町田風越の鼻見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第112号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町畑の浦護岸西端見通し90メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第113号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びアオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦の鼻先端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 点 ア Aから356度58分110メートルの点 イ Aから56度45分125メートルの点 ウ Aから82度30分85メートルの点 エ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し50メートルの点 オ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第114号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 B 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 点 ア 宇和島市津島町裸島西端見通し280メートルの点 イ 宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第115号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風120番地住宅北東角 B 宇和島市津島町田風126番地住宅中央護岸標識 C 宇和島市津島町田風曾根殿神社前護岸標識 D 宇和島市津島町田風丸ハエの鼻 E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し240メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し270メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し425メートルの点 エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し300メートルの点 オ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点 カ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し80メートルの点 キ Cから宇和島市津島町田風外浦防波堤先端見通し70メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第116 号	第1種 画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町田風地先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とAB間の最大 低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側先端 点 ア Aから宇和島市津島町曾根防波堤先端見通し70 メートルの点 イ Dから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し50メ ートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第117 号	第1種 画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線に よって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水中ショウジの標識 B 宇和島市津島町泥目水中瀬 C 宇和島市津島町泥目水エボシ鼻 D 宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから宇和島市竹ヶ島水トリノ鼻見通し150メ ートルの点 イ Aから宇和島市竹ヶ島水トリノ鼻見通し250メ ートルの点 ウ Cから宇和島市津島町平井白石鼻見通し360メ ートルの点 エ Dから宇和島市津島町泥目水立礫見通し560メ ートルの点 オ Dから宇和島市津島町泥目水立礫見通し310メ ートルの点 カ Cから宇和島市津島町平井白石鼻見通し100メ ートルの点 キ Bから宇和島市津島町須下崎見通し60メートル の点	宇和島市 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第118 号	第1種 画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線と AC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲 まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水灘漁業協同組合真珠貝 研究所の護岸西端 C 宇和島市津島町泥目水灘漁業協同組合真珠貝 研究所の護岸南角 D 宇和島市津島町泥目水壕のコンクリート護岸北 端 E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから111度40分220メートルの点 イ Bから202度30分400メートルの点 ウ Eから259度30分400メートルの点 エ Eから259度30分80メートルの点 オ Dから241度60メートルの点 カ Cから187度30分50メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第119 号	第1種 画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの8 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B 宇和島市津島町泥目水立バエ北端の標識 C 宇和島市津島町泥目水上溝鼻 D 宇和島市津島町泥目水下溝鼻 点 ア Aから338度300メートルの点 イ Bから398度10分400メートルの点 ウ Dから233度30分350メートルの点 エ Dから233度30分100メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Cから264度100メートルの点 カ Bから308度10分100メートルの点 キ Bから308度10分50メートルの点		
宇区第120号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町下溝中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 点 ア Aから宇和島市津島町坪井白石鼻見通し335メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井サジケ浦見通し320メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第121号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第166号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 C 宇和島市津島町坪井黒鼻 点 ア Aから宇和島市津島町坪井サジケ浦見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲島州鼻見通し540メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲島引出鼻見通し730メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第122号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから宇和島市津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第123号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻 B 宇和島市津島町坪井中鼻 点 ア Aから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し(87度)240メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐小島の谷護岸南端見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第124号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組合作業場敷地の東角 C 宇和島市津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから239度15分の線とCから宇和島市津島町横浦9番地の10北西角見通し線との交点 イ Aから宇和島市津島町坪井下刈谷南隅見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲島エビヶ鼻見通し140メートルの点 エ Cから宇和島市津島町嵐大場サネモリ岩見通し100メートルの点 オ Bから165度50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第125号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐ハゲの鼻 B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐676番地西角見通し110メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐小島島頂見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第126号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 C 宇和島市津島町針木大波の浜259番地の1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い12メートルの標識 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町曲島ツツナ谷鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲島防波堤北側付根見通し220メートルの点 エ Dから宇和島市津島町曲島エビヶ鼻見通し210メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第127号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木76番地の2作業場西端の標識 B 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し70メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第128号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 B 宇和島市津島町浦知431番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下崎見通し220メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第129号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町塩定地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知川河口左岸端 B 宇和島市津島町塩定竜王鼻 C 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 点 ア Aから宇和島市津島町針木公民館東端見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し160メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町下灘由良神社護岸西端見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第130号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前標識 B 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前標識 点 ア Aから宇和島市津島町下灘由良神社石垣西端見通し250メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し140メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第131号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びEカ及びカFの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 D 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 E 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 F 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Dから宇和島市津島町柿の浦759番地南角見通し線とCEを結んだ線との交点 エ Dから宇和島市津島町柿の浦759番地南角見通し70メートルの点 オ Eから宇和島市津島町針木大場の鼻見通し50メートルの点 カ Eから宇和島市津島町柿の浦771番地南角見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第132号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 宇和島市津島町曲島ウス磐 点 ア Aから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し400メートルの点 イ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し400メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市津島町坪井二又畑尻護岸東角見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第133号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サン、シス、スセ、セソ、ソタ及びタサの6直線によって囲まれた区域及びBコ、コケ及びケCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦の浜中央標識 B 宇和島市津島町大浦引出しの鼻 C 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角 D 宇和島市津島町曲島州鼻護岸付根から東へ34メートルの標識 E 宇和島市津島町曲島マト鼻	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						F 宇和島市津島町平井マトケ鼻 G 宇和島市津島町平井長巻の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 イ Dから宇和島市津島町坪井二又福島見通し370メートルの点 ウ Eから宇和島市津島町前島東端見通し400メートルの点 エ Gから宇和島市津島町高島高頂見通し540メートルの点 オ Gから宇和島市津島町高島高頂見通し195メートルの点 カ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し95メートルの点 キ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し25メートルの点 ク Eから宇和島市津島町前島東端見通し20メートルの点 ケ Cから宇和島市津島町坪井二又福島見通し120メートルの点 コ Bから358度30分見通し115メートルの点 サ Dから宇和島市津島町坪井二又福島見通し145メートルの点 シ Dから宇和島市津島町坪井二又福島見通し245メートルの点 ス Eから宇和島市津島町前島東端見通し250メートルの点 セ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し250メートルの点 ソ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し150メートルの点 タ Eから宇和島市津島町前島東端見通し150メートルの点		
宇区第134号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キF、クク及びクBの10直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びC F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びFケ、ケコ及びコGの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井佐崎 B 宇和島市津島町平井サンジロ鼻 C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 D 宇和島市津島町平井白石の鼻 E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 F 宇和島市津島町平井6番地前護岸標識 G 宇和島市津島町平井14番地の1北角 点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し100メートルの点 イ Bから48度40分195メートルの点 ウ Bから87度30分60メートルの点 エ Bから86度236メートルの点 オ Dから宇和島市津島町平井マトケ鼻見通し150メートルの点 カ Eから宇和島市津島町平井長巻の護岸北角見通し150メートルの点 キ Fから宇和島市津島町平井水ヶ浦385番地見通し120メートルの点 ク Bから宇和島市津島町坪井ソネ崎見通し70メートルの点 ケ Fから宇和島市津島町平井水ヶ浦385番地見通し150メートルの点 コ Gから宇和島市津島町平井サジヶ浦防波堤護岸北西角見通し155メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり	

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第135号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ落 C 宇和島市津島町成赤崎鼻標識 D 宇和島市津島町成赤崎東の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 エ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点 オ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し610メートルの点 カ Cから宇和島市津島町前島東端見通し680メートルの点 キ Aから宇和島市津島町小前島西端見通し850メートルの点 ク Aから宇和島市津島町小前島西端見通し460メートルの点 ケ Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し460メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第136号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎西の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第137号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサEの12直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とB C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びC E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メートルの標識 D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成由良小学校成本校前護岸西角 点 ア Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し50メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点 エ Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し350メートルの点 カ Bから宇和島市津島町漁家旧防波堤先端見通し250メートルの点 キ Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し140メートルの点 ク Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ケ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し30メートルの点 コ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し180メートルの点 サ Eから宇和島市津島町泥目水四ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点		
宇区第138号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成寺崎先端 B 宇和島市津島町成帆焼菊駄場護岸北東角 C 宇和島市津島町成帆焼21番地前南角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘柏崎先端見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水エボシ見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点 オ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第139号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角 点 ア Aから宇和島市津島町須下417番地2北角見通し85メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下416番地南角見通し105メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第140号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸 B 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸沿い西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島島頂部見通し180メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島島頂部見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町須下崎先端見通し280メートルの点 エ Bから宇和島市津島町須下崎先端見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第141号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下651番地の1南角前護岸 B 宇和島市津島町須下新防波堤付根 点 ア Aから宇和島市津島町須下由良神社参門見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角見通し130メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第142号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識 B 宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水7番35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し135メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水7番35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し145メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第143号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートルの標識 B 宇和島市津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートルの標識 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第144号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Bから148度30分164メートルの点 ウ Cから158度45分150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第145号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 B 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから158度45分400メートルの点 イ Bから191度45分300メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第146号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏崎、須魚平油、神山、磐袋及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第147号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏崎、須魚平油、神山、磐袋及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第148号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏崎、須魚平油、神山、磐袋及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第149号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏崎、須魚平油、神山、磐袋及び油袋	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字区第150号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平磨地先	A B、Bア及びアCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平磨恵比須崎先端 B 南宇和郡愛南町平磨恵比須崎の標識 C 南宇和郡愛南町平磨外防波堤南側先端 点 ア Cから90度60メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、柏、柏崎、須山、神磨及び油袋	別記2及び4のとおり
字区第151号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平磨地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平磨外防波堤南側先端 B 南宇和郡愛南町平磨内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、柏、柏崎、須山、神磨及び油袋	別記2及び4のとおり
字区第152号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平磨地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平磨668番地(立磨)の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ アから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、柏、柏崎、須山、神磨及び油袋	別記2及び4のとおり
字区第153号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地焼場浜北角 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地黒櫛西鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎見通し130メートルの点	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御山、長洲、御平城、御口、月及御深泥	別記2及び4のとおり
字区第154号	第2種漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	ABの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2378番地北角 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2426番地西角	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御山、長洲、御平城、御口、月及御深泥	別記2のとおり
字区第155号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ及びイGの3直線とAG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、BCの直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とDF間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御莊菊川1797番地西角 C 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3南角 D 南宇和郡愛南町御莊菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 E 南宇和郡愛南町御莊菊川2238番地ドウシン鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御莊菊川2238番地ドウシン北鼻先端 G 南宇和郡愛南町御莊菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御山、長洲、御平城、御口、月及御深泥	別記2及び4のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第156 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘菊川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標 識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標 識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 平御 山、御 長洲、 御平城、 御和 口、御 長月及 御深泥	別記2及 び4のと おり
宇区 第157 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町御荘平山地 先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線と AB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とに よって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ及びカGの3直線 とFG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除 く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突 端 B 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 C 南宇和郡愛南町御荘平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御荘平山5番地二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御荘平山444番地1号標識 G 南宇和郡愛南町御荘平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島北鼻見通し 25メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中瀬東端見通し 170メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し40 0メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メ ートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し 50メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し 50メートルの点	南宇和郡 愛南町御 荘菊川、 平御 山、御 長洲、 御平城、 御和 口、御 長月及 御深泥	別記2及 び4のと おり
宇区 第158 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町防城成川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識 点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、 高浦 及び猿 鳴	別記2及 び4のと おり
宇区 第159 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間 の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた 区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から 海岸沿い西へ27メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩 D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ 125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、 高浦 及び猿 鳴	別記2及 び4のと おり
宇区 第160 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	南宇和郡 愛南町防 城成川、 赤水、 高浦 及び猿 鳴	別記2及 び4のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第161号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第162号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第163号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水766番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第164号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第165号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡愛南町後越中鼻 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第166号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第167号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第168号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第169号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第170号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子落北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダギ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダギ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第171号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子落 B Aから海岸沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し25メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第172号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦椋ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦椋ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦椋ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第173号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町左右水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上ずれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し線との交点		
宇区第174号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長巻鼻 点 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒櫛突端見通し94メートルの点	南宇和郡愛南町防赤水、高浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり	
宇区第175号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ、イウ、ウD及びBDの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地(旧吉田造船所)西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCからア見通し線との交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町下久家集会所見通し線との交点	南宇和郡愛南町立浦月越家、久下久樽外泊及び中泊	別記2及び4のとおり	

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略
- 31 省略

(工作物の基礎)

第18条 条例第32条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海城以外の区域

ア～ケ 省略

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の投影面積の和1,000平方メートル

(2) 省略

物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略

(工作物の基礎)

第18条 条例第32条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海城以外の区域

ア～ケ 省略

(2) 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第16条の3第12項の規定は、この規則の施行の日以後にされる愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第21条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1071号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年8月28日

愛媛県知事 中村 時 広

Ⅰ 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人ほのぼの農園	愛媛県伊予郡松前町大字大湊611番地5	愛媛県伊予郡松前町大字大湊字甲175番1ほか1筆	5,125

2 申請年月日
平成27年8月5日

○愛媛県告示第1072号

平成27年7月13日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成27年8月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
北谷 由起雄	愛媛県松山市中島大浦2-288番地	愛媛県松山市中島大浦4106番地が1筆	9,856
竹村 大成	愛媛県松山市土手内103番地1	愛媛県松山市庄乙52-6番1	9,153
能田 美文	愛媛県松山市門田町108番地1	愛媛県松山市門田町732番ほか7筆	7,451

2 認可年月日
平成27年8月18日

○愛媛県告示第1073号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成27年8月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) ア 免許番号 宇区第176号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (イ) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(1) 漁場の位置 西予市明浜町儀津地先

(2) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町儀津宮崎川河口左岸南西端

B 西予市明浜町俵津3-31-1南側沿岸荷揚場南西端

点 ア Aから150度見通し50メートルの点

イ Bから184度見通し200メートルの点

ウ 地元地区 西予市明浜町

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 宇区第177号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏磐岩場に設置された金属板

点 ア Aから171度24分31秒160メートルの点

イ Aから213度39分29秒240メートルの点

ウ Aから264度04分31秒233メートルの点

エ Aから277度46分38秒60メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(3) ア 免許番号 宇区第178号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏磐岩場に設置された金属板

点 ア Aから158度16分30秒430メートルの点

イ Aから161度13分02秒642メートルの点

ウ Aから171度24分31秒670メートルの点

エ Aから179度11分28秒480メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(4) ア 免許番号 宇区第179号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板

点 ア Aから29度18分47秒900メートルの点

イ Aから11度02分41秒1,130メートルの点

ウ Aから15度14分15秒1,277メートルの点

エ Aから31度19分35秒1,125メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(5) ア 免許番号 宇区第180号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波及びの子鼻に設置された金属板

点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点

イ Aから53度27分44秒72メートルの点

ウ Aから54度41分24秒161メートルの点

エ Aから117度29分02秒165メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(6) ア 免許番号 宇区第181号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板
 点 ア Aから143度45分54秒455メートルの点
 イ Aから127度51分58秒355メートルの点
 ウ Aから117度46分03秒491メートルの点
 エ Aから131度45分51秒568メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (7) ア 免許番号 宇区第182号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (4) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (2) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板
 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点
 イ Aから128度52分08秒68メートルの点
 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点
 エ Aから143度32分08秒209メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (8) ア 免許番号 宇区第183号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (4) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (2) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市島津隧道坑口より南へ60メートルに設置された金属板
 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点
 イ Aから276度46分41秒301メートルの点
 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点
 エ Aから22度51分03秒362メートルの点
 オ Aから338度28分53秒98メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (6) ア 免許番号 宇区第184号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (4) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (2) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板
 点 ア Aから0度41分03秒920メートルの点
 イ Aから330度53分52秒1,102メートルの点
 ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点
 エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (6) ア 免許番号 宇特区第301号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (4) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (2) 漁場の区域
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板
 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点
 イ Aから329度58分42秒471メートルの点
 ウ Aから350度30分14秒544メートルの点
 エ Aから340度04分33秒718メートルの点
 オ Aから11度02分41秒1,130メートルの点
 カ Aから29度18分47秒690メートルの点
 キ Aから31度19分35秒1,125メートルの点
 ク Aから48度10分08秒1,145メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (6) ア 免許番号 宇特区第302号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

福田 公	愛媛県松山市由良町56番地12	愛媛県松山市門田町内160番4ほか14筆	14,940
濱田 忠弘	愛媛県松山市衣山五丁目1567番地17	愛媛県松山市由良町476番3ほか20筆	16,481
福田 慎	愛媛県松山市会津町3番11号	愛媛県松山市門田町778番ほか1筆	1,963
今岡 多恵子	愛媛県松山市門田町498番地3	愛媛県松山市由良町749番	575
石田 六一郎	愛媛県松山市由良町155番地	愛媛県松山市由良町100番3ほか27筆	12,378.74
小池 孝明	愛媛県松山市泊町1460番地	愛媛県松山市泊町1389番2ほか17筆	19,301
山内 明	愛媛県松山市由良町166番地1	愛媛県松山市門田町丙201番ほか10筆	13,768
小池 肇	愛媛県松山市泊町1455番地	愛媛県松山市泊町1442番ほか4筆	3,999
濱田 長昌	愛媛県松山市東垣生町36番地2	愛媛県松山市由良町493番1ほか6筆	6,852
向井 裕	愛媛県松山市由良町166番地3	愛媛県松山市門田町578番ほか24筆	18,631
山岡 篤	愛媛県松山市泊町1454番地	愛媛県松山市泊町1386番2ほか31筆	28,658.37

2 申請年月日
平成29年12月20日

○愛媛県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成29年12月26日、肱川地域森林計画を立てた。

肱川地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月26日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月26日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、

平成29年12月26日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月26日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第10号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町相の峰735の2
- 保安林として指定された目的
水涵の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

- 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) 免許番号 宇区第185号
- (2) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町狩浜地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識

B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識

点 ア Aから200度（宇和島市吉田町大良鼻）見通し200メートルの点

イ Bから197度見通し（宇和島市吉田町奥浦間口）見通し200メートルの点

- (3) 地元地区 西予市明浜町

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第12号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第186号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識

B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識

点 ア Aから108度(西予市明浜町俵津小網代理穴)見通し100メートルの点

イ Bから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し390メートルの点

(3) 地元地区 西予市明浜町

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第13号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村 時 広

1. 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第187号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1南角標識

B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根

点 ア Aから252度(西予市明浜町俵津9の162の10の南東角)見通し100メートルの点

イ Bから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)見通し150メートルの点

(3) 地元地区 西予市明浜町

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第14号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第188号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

ウ 漁場の区域

AB、BC、CA、AI、IU及びUDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町俵津二べ網代南端標識

B 西予市明浜町俵津大小島南西部標識

C 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度見通し40

- メートルの標識(長持岩)
- D 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根
- 点 ア Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)見通し600メートルの点
- イ Cから230度880メートルの点
- ウ Dから255度(西予市明浜町俵津橋ヶ浦県道掘切)見通し150メートルの点

(3) 地元地区 西予市明浜町

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第15号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第189号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町狩浜水越島地先

ウ 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央

点 ア Aから334度見通し線110メートルの点

イ Aから284度見通し線485メートルの点

ウ Aから259度見通し線485メートルの点

エ Aから206度見通し線110メートルの点

(3) 地元地区 西予市明浜町

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第16号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成30年1月1日次のように区画漁業を免許した。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
越特区第104号	今治市大三島町浦戸1507番地1 大三島漁業協同組合	平成29年8月22日付け愛媛県告示第953号のとおり	平成30年1月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村 時 広

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
垣生第三川205-1007	新居浜市垣生3丁目(次の図のとおり)	土石流
谷川205-	新居浜市大生	土石流

1090	院 (次の図のとおり)	
桜川205-1094-2	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年1月9日

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1282号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第190号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宇和島市平浦地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市平浦1032番地2新田前護岸の標識

B 宇和島市平浦1034番地2南西角の標識

C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識

D 宇和島市平浦浮防波堤東側先端

点 ア Aから196度100メートルの点

イ Cから198度180メートルの点

ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点

(3) 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）

(4) 制限又は条件

ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成31年4月1日

3 申請期間

平成30年12月28日から平成31年2月28日まで

4 存続期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1283号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-30)第14448号	平成30年9月12日	スミメックエンジニアリング(株)	川崎	新居浜市新田町3-4-23	平成30年11月8日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-26)第17337号	平成26年6月23日	廣瀬塗装	廣瀬吉紀	新居浜市河内町7-37	平成30年11月21日	塗装工事業	建設業の廃止(法人成り)

○愛媛県告示第1284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員数	延長	備考
県道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙80番5地先	旧	4.5~4.9	0.009	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙80番12	新	4.5~6.7	0.009	
"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙89番3地先	旧	4.3~5.2	0.021	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙89番4	新	4.8~7.2	0.021	



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年12月21日 金曜日 第3038号外1

◇ 目 次 ◇
告 示

○ 漁業免許の内容等の公示..... (水産課) 1

告 示

○愛媛県告示第1223号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1. 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

別記1から3までのとおり

2. 免許予定日

平成31年4月1日

3. 申請期間

平成30年12月21日から平成31年2月28日まで

4. 存続期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(愛媛県報平成30年12月21日第3038号外1別記1)

燧灘における特定区画漁業の免許の内容た
るべき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燈特区 第1号	第1種 漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	四国中央市中 之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケ アの9直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 B 四国中央市大谷川河口右岸端 C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識 G 四国中央市三島金子1丁目埋立護岸北東角 点 ア Aから310度709メートルの点 イ Aから310度984メートルの点 ウ Gから319度30分322メートルの点 エ Aから310度1,550メートルの点 オ Dから香川県円上島中央見通し1,428メートル の点 カ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの 点 キ Bから325度20分357メートルの点 ク Bから325度20分428メートルの点 ケ Fから286度30分38メートルの点	四国中央市、 三島、 川、 金子、 島三、 日、 町、 庄真 中島三、 朝松之 村中及 庄及	別記1及 び2の とおり
燈特区 第2号	第1種 漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日ま で	新居浜市国領 川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市菊本町2丁目15-817-2先新居浜市 最終処分場護岸北東端角 B Aから護岸沿い南東に42メートルの点 C Bから護岸沿い南東に500メートルの点 点 ア Bから96度115メートルの点 イ Cから96度115メートルの点 ウ Cから96度565メートルの点 エ Bから96度565メートルの点	新居浜市 新居浜 地区	別記1及 び2の とおり
燈特区 第3号	第1種 漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日ま で	西条市玉津地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサ エの8直線によって囲まれた区域とソタ、タチ、チツ及びツ ソの4直線によって囲まれた区域並びに平成25年7月26日付 けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償 契約書記載の区域を除く 基点 A 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端から護 岸沿い西へ50メートルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上 保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートル の標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し860メー トルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し2,960メ ートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メ ートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し620メー トルの点 オ エから73度15分805メートルの点 カ オから307度45分310メートルの点 キ ウから78度20分380メートルの点 ク ウから78度20分180メートルの点 ケ シから351度280メートルの点 コ ケから208度30分260メートルの点 サ コから253度30分228メートルの点 シ エから73度15分385メートルの点 ス Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メ ートルの点 セ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メ ートルの点	西条市玉 津地区	別記1、 2及び3 のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の 区域	地元地区	制限又 は条件
					ソ スから73度15分1,450メートルの点 タ スから73度15分2,030メートルの点 チ セから78度20分1,960メートルの点 ツ セから78度20分1,380メートルの点		
燈特区 第4号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市干拓地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西 へ650メートルの標識 B 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西 へ1,100メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,200メートルの点 ウ イから3度1,250メートルの点 エ オから16度40分1,400メートルの点 オ Bから336度2,250メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	西条市神 拝地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第5号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市干拓地 先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Aから西条市第2期西条干拓西側護岸の延長線 上340メートルの点 イ Aから西条市第2期西条干拓西側護岸の延長線 上1,260メートルの点 ウ アからAアの直線に直角に西へ125メートルの 点 エ アからAアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ イからAイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ イからAイの直線に直角に西へ125メートルの 点	西条市神 拝地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第6号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市加茂川 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 点 ア AからB見通し15メートルの点 イ AからB見通し260メートルの点 ウ Aから306度40分445メートルの点 エ Aから347度10分400メートルの点	西条市神 拝地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第7号	第1種 区画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日 まで	西条市玉津地 先	ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上 保安庁水路測量標から護岸沿い西へ358メートル の標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し960メ ートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し1,640メ ートルの点 ウ アから73度15分1,450メートルの点 エ アから73度15分2,030メートルの点 オ イから78度20分1,960メートルの点 カ イから78度20分1,380メートルの点	西条市玉 津地区	別記2の とおり
燈特区 第8号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市市塚地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上 保安部水路測量標から護岸沿い西へ358メー トルの標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸西端から護 岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し714メ ートルの点 イ Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,020メ ートルの点 ウ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し3,280メ	西条市西 条地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ートルの点 エ Bから今治市宮窪町美濃島西端見通し780メートルの点 オ Aから253度30分1,330メートルの点		
燧特区第9号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市干拓地先	Aオ、オエ、エウ、ウア及びABの5直線とAB間の護岸から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西へ400メートルの標識 B 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点 イ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点 ウ Aから同延長線に直角に東へ60メートルの点 エ イから同延長線に直角に東へ60メートルの点 オ Aから340度900メートルの点	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
燧特区第10号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根 B Aから護岸沿い西へ650メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,100メートルの点 ウ Aから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点 エ オから3度1,250メートルの点 オ Bから336度2,200メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
燧特区第11号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市禎瑞地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、Eカ、カキ、キF、GH、IJ、Kク、クケ及びケMの14直線とBE間、FG間、HI間、JK間及びMA間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 B Cから護岸沿い北へ700メートルの標識 C 西条市水見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界 D Cから護岸沿い南東へ150メートルの標識 E 西条市今在家護岸北東端 F 西条市水見子塩釜堤防護岸の付根から護岸沿い北へ300メートルの標識 G 西条市水見甲中山川左岸標識4号 H 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 I 西条市禎瑞長波根突端 J 西条市禎瑞東樋門東側の付根 K 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 L 西条市古川加茂川右岸標識1号 M Lから347度10分400メートルの標識 点 ア Aから西条市第2期西条干拓護岸の延長線上340メートルの点 イ アからAアに直角に西へ125メートルの点 ウ AからAアの延長線上1,260メートルの点から同延長線に直角に西へ125メートルの点 エ Dから今治市宮窪町裾島中央見通し900メートルの点 オ Dから今治市宮窪町裾島中央見通し800メートルの点 カ Eから135度30メートルの点 キ Eから90度80メートルの点 ク LからK見通し260メートルの点 ケ Lから306度40分445メートルの点	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燈特区第12号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市楨瑞地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線で囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西堤防西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識 B 西条市水見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ150メートルの標識 C 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,250メートルの点 ウ イから16度40分1,400メートルの点 エ Aから今治市小平市島西端見通し3,600メートルの点 オ Bから今治市宮窪町梶島中央見通し2,200メートルの点 カ Bから今治市宮窪町梶島中央見通し1,200メートルの点 キ Cから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上北へ1,500メートルの点	西条市楨瑞地区	別記1及び2のとおり
燈特区第13号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東角から北西へ70メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から南東へ38メートルの点 C 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端 点 ア Aから52度10メートルの点 イ Aから西条市壬生川港西防波堤（3号突堤）南西端見通し550メートルの点 ウ Bから52度540メートルの点 エ Bから52度10メートルの点	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燈特区第14号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ140メートルの点 B 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度10メートルの点 イ Aから333度30メートルの点 ウ イから52度207.5メートルの点 エ Bから52度60メートルの点 オ Bから52度10メートルの点 カ 壬生川地区小型船だまり護岸北端から2度14メートルの点	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燈特区第15号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市大新田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから西条市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間は除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸北端から護岸沿い南西へ430メートルの標識 B 西条市壬生川高須桧垣造船所角の防波堤北東端 C 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端 点 ア AからB見通し10メートルの点 イ アから52度960メートルの点 ウ エから52度1,010メートルの点 エ BからA見通し5メートルの点	西条市壬生川地区	別記1及び2のとおり
燈特区第16号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市壬生川地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川高須波止突端 B 西条市壬生川大明神川右岸波止突端	西条市壬生川地区、河原津地区	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから52度500メートルの点 イ Bから52度300メートルの点		
椋特区 第17号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市壬生川 地先	アウ、ウエ、エカ及びビアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、西条市新川河口左岸波止突端東角から越智郡上島町 魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びイとオを結 んだ直線の北東側160メートルの間を除く。 基点 A 西条市壬生川地区小型船だまり護岸東南角より 100メートルの標識 B 西条市壬生川大明神川右岸波止付根南側から護 岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,200メ ートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,480メ ートルの点 ウ Aから越智郡上島町魚島東端見通し1,910メ ートルの点 エ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,865メ ートルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,430メ ートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,150メ ートルの点	西条市壬 生川地区	別記1及 び2のと おり
椋特区 第18号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市大新田 地先	イウ、ウエ、エオ及びオイの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川船だまり護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ38メートルの点 点 ア Aから333度12メートルの点 イ Aから52度70メートルの点 ウ Aから52度297.5メートルの点 エ Bから52度287.5メートルの点 オ Bから52度60メートルの点	西条市河 原津地区	別記1及 び2のと おり
椋特区 第19号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	西条市河原津 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 西条市大明神川河口左岸の標識から西条市楠河 東工区干拓地護岸沿い西へ100メートルの標識 B 西条市小向川河口左岸の標識から西条市楠河西 工区干拓地護岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから49度400メートルの点 イ Aから49度500メートルの点 ウ Aから香川県伊吹島中央見通し500メートルの 点 エ ウから越智郡上島町魚島頂見通し900メー トルの点 オ Bから越智郡上島町魚島頂見通し1,100メ ートルの点 カ Bから越智郡上島町魚島頂見通し300メー トルの点	西条市河 原津地区	別記1及 び2のと おり
椋特区 第20号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市河原津 地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市河原津北川左岸防波堤北端 B 西条市河原津旧山本川防波堤北端 点 ア Aから西条市楠河西干拓地護岸に平行(護岸か ら35メートルの間隔)に北東300メートルの点 イ Bから西条市大崎鼻突端見通し300メートルの 点	西条市河 原津地区	別記1及 び2のと おり
椋特区 第21号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	西条市河原津 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市河原津漁港西防波堤西側付根 B 西条市大崎鼻突端 点 ア Aから越智郡上島町魚島頂見通し300メー トルの点 イ Aから越智郡上島町魚島頂見通し900メー	西条市河 原津地区	別記1及 び2のと おり

免許 番号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区 域	地元地区	制限又 は条件
					ルの点 ウ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの 点 エ Bから西条市楠河西千拓地西角見通し200メー トルの点		
燈特区 第22号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	今治市桜井地 先	Aから今治市比岐島西端見通し線とBから同市平市島南端 見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と 同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。た だし、Cから今治市比岐島西端見通し線とCから同市平市島 南端見通し線との間の区域を除く。 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱 B 今治市桜井沖浦の鼻(メバル磯) C 今治市桜井漁港南防波堤付根	今治市桜 井地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第23号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	今治市桜井地 先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市桜井河口港右岸突堤東端 点 ア Aから159度30分332メートルの点 イ アからニシ磯北端見通し78メートルの点 ウ Aからニシ磯北端見通し75メートルの点	今治市桜 井地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第24号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡上島町 魚島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島崎北西端 B 越智郡上島町魚島崎北東端 点 ア Aから10度700メートルの点 イ Bから49度950メートルの点 ウ イから10度1,000メートルの点 エ Aから10度1,700メートルの点	越智郡上 島町魚島	別記1及 び2のと おり
燈特区 第25号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡上島町 高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島宮ノ越鼻北端 B 越智郡上島町高井神島漁港東防波堤東側屈曲点 点 ア Aから73度1,020メートルの点 イ Bから88度820メートルの点 ウ イから90度1,350メートルの点 エ アから90度1,350メートルの点	越智郡上 島町魚島	別記1、 2及び3 のとおり
燈特区 第26号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡上島町 高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町高井神島三角落(くずれ)東端 点 ア Aから55度630メートルの点 イ Aから83度1,520メートルの点 ウ イから10度270メートルの点 エ アから10度270メートルの点	越智郡上 島町魚島	別記1、 2及び3 のとおり
燈特区 第27号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡上島町 豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8 直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻北東端 点 ア Aから291度960メートルの点 イ Aから312度1,670メートルの点 ウ Aから24度2,200メートルの点 エ Aから72度1,620メートルの点 オ Aから76度840メートルの点 カ Aから47度880メートルの点 キ Aから295度430メートルの点 ク Aから314.5度720メートルの点	越智郡上 島町弓削	別記1及 び2のと おり
燈特区 第28号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡上島町 百貫島地先	越智郡上島町百貫島の最大低潮時海岸線から500メートル の線と同海岸線から1,000メートルの線によって囲まれた区 域。ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の最大低潮時海岸 線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートル の線イエによって囲まれた区域を除く。 基点 A 越智郡上島町百貫島西端 点 ア Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸 線から500メートルの線との交点 イ Aから305度の直線と百貫島の最大低潮時海岸	越智郡上 島町弓削	別記1、 2及び3 のとおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						線から1,000メートルの線との交点 ウ Aから271度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ Aから287度の直線と百貫島の最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点		
燧特区 第29号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島大谷地先	アイ、イウ、ウエ、エク、クキ、キカ、カオ及びオアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島馬立東鼻北東端 B 越智郡上島町弓削島大岳ノ鼻東端 C 越智郡上島町弓削島大谷鼻東端 D 越智郡上島町弓削島狩尾防波堤先端 点 ア Aから106.5度630メートルの点 イ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)600メートルの点 ウ Cから124度(香川県円上島島頂見通し)650メートルの点 エ Dから170度1,460メートルの点 オ Aから84度1,010メートルの点 カ Bから86.5度(岡山県六島南端見通し)1,200メートルの点 キ Cから124度(香川県円上島島頂見通し)1,200メートルの点 ケ Dから160度1,870メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1、2及び3のとおり	
燧特区 第30号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島久司浦地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島鯨漁港西防波堤付根 B 越智郡上島町弓削島沢津突堤付根 点 ア Aから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点 イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し260メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり	
燧特区 第31号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡上島町弓削島引野地先	Dイ、イア、アA、AB及びBCの5直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北西角 B 越智郡上島町弓削島今出突堤付根 C 越智郡上島町弓削島引野突堤付根 D 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻先端 点 ア Aから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ Dから広島県因島鯉ノ鼻見通し50メートルの点	越智郡上島町弓削	別記1及び2のとおり	
燧特区 第32号	第1種 区画漁業	魚類心養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町生名持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町生名沙早の鼻北西端 B 越智郡上島町生名恵生前護岸北角から護岸沿い南へ20メートルの標識 C 越智郡上島町生名後新開護岸北角 点 ア Bから越智郡上島町岩城長江の鼻東端見通し80メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城長江の鼻東端見通し線とAから越智郡上島町生名大串鼻西端を結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡上島町岩城長江総合グラウンド東角見通し線とAから越智郡上島町生名大串鼻西端を結んだ直線との交点 エ Cから越智郡上島町岩城長江総合グラウンド東角見通し260メートルの点	越智郡上島町生名	別記2のとおり	
燧特区 第33号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城長江井ノ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城長江4973-2番地前護岸排水口 B 越智郡上島町岩城長江川河口南角 点 ア Aから越智郡上島町生名小島見通し90メートルの点	越智郡上島町岩城	別記2のとおり	

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		く)			イ Aから越智郡上島町生名小島見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町生名大島見通し150メートルの点 エ Bから越智郡上島町生名大島見通し60メートルの点		
燧特区第34号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	越智郡上島町岩城雁浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町岩城先田名後の標識 B 越智郡上島町岩城215-1番地の水路口 点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し200メートルの点 イ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島三谷鼻見通し100メートルの点 エ Bから越智郡上島町岩城赤穂根島法師先見通し100メートルの点	越智郡上島町岩城	別記2のとおり
燧特区第35号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦大角豆島南端 点 ア Aから60度850メートルの点 イ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し800メートルの点 ウ Aから今治市伯方町木浦首頭崎突端見通し350メートルの点 エ Aから41度440メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第36号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町木浦瀬戸浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町木浦東長崎北東端 点 ア Aから60度620メートルの点 イ Aから74度470メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第37号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ及びウBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦沖ノ小島島頂 B 今治市伯方町北浦石風呂鼻南西端 点 ア Aから156度226メートルの点 イ AからB見通し120メートルの点 ウ Aから210度350メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり
燧特区第38号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	今治市伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦沖ノ小島島頂 点 ア Aから210度350メートルの点 イ 今治市伯方町北浦北浦港東側防波堤先端から今治市伯方町北浦北浦港西側防波堤先端見通し100メートルの点 ウ 今治市伯方町北浦北浦港東側防波堤先端から今治市伯方町北浦北浦港西側防波堤先端見通し300メートルの点 エ Aから240度410メートルの点	今治市伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第39号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	今治市伯方町北浦小田小坂地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市伯方町北浦ワシワ山頂 点 ア Aから273度680メートルの点 イ Aから今治市伯方町伊方前浜港築港突端見通し400メートルの点 ウ Aから273度1,120メートルの点 エ Aから281度740メートルの点	今治市伯方町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第40号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市伯方町 伊方大長崎地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市伯方町伊方大長崎北端 ア Aから127度420メートルの点 イ Aから148度400メートルの点 ウ Aから167度100メートルの点 エ Aから93度140メートルの点	今治市伯 方町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第41号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市伯方町 伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤先端 ア Aから268度350メートルの点 イ Aから229度400メートルの点 ウ Aから240度590メートルの点 エ Aから265度560メートルの点	今治市伯 方町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第42号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養殖 (くろ式養殖除 く)	1月1日から 12月31日 まで	今治市伯方町 伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市伯方町伊方石風呂鼻防波堤西側付根 ア Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し50メ ートルの点 イ Aから178度210メートルの点 ウ Aから226度400メートルの点 エ Aから今治市伯方町伊方観音鼻南端見通し350 メートルの点	今治市伯 方町	別記2の とおり
燧特区 第43号	第1種 区画漁業	かき垂 下式養殖 業	1月1日から 12月31日 まで	今治市伯方町 有津梅地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市伯方町有津甲2358番地(伯方高校)西端 角 ア Aから38度170メートルの点 イ Aから309度10メートルの点 ウ Aから309度210メートルの点 エ Aから347度270メートルの点	今治市伯 方町	別記2の とおり
燧特区 第44号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市伯方町 木浦大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市伯方町木浦松ヶ鼻南端 ア Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し400 メートルの点 イ Aから52度440メートルの点 ウ Aから62度730メートルの点 エ Aから今治市伯方町木浦二ツ岩南端見通し700 メートルの点	今治市伯 方町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第45号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市宮窪町 四阪島明神島 東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市宮窪町四阪島明神島明神鼻より南へ海岸 沿い190メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島明神島十文字鼻東端 ア Aから110度100メートルの点 イ Aから110度300メートルの点 ウ Bから110度300メートルの点 エ Bから110度100メートルの点	今治市宮 窪町	別記1、 2及び3 のとおり
燧特区 第46号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市宮窪町 四阪島美濃島 東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市宮窪町四阪島美濃島北端 B 今治市宮窪町四阪島美濃島東南部突端の標識 ア Aから126度380メートルの点 イ Aから126度580メートルの点 ウ Bから126度280メートルの点 エ Bから126度80メートルの点	今治市宮 窪町	別記1、 2及び3 のとおり
燧特区 第47号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市宮窪町 四阪島鼠島西 部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 A 今治市宮窪町四阪島鼠島西端の標識 B 今治市宮窪町四阪島鼠島南端の標識 ア Aから260度200メートルの点 イ Aから260度500メートルの点 ウ Bから260度650メートルの点 エ Bから260度350メートルの点	今治市宮 窪町	別記1及 び2のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第48号	第1種 区漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島梶島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島東端の標識 B 今治市宮窪町四阪島梶島砂の鼻南端 点 ア Aから100度100メートルの点 イ Aから100度300メートルの点 ウ Bから110度420メートルの点 エ Bから118度230メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区 第49号	第1種 区漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町四阪島梶島西部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町四阪島梶島西端から海岸沿い南東へ100メートルの標識 B 今治市宮窪町四阪島梶島南端から海岸沿い北西へ200メートルの標識 点 ア Aから250度150メートルの点 イ Aから250度450メートルの点 ウ Bから250度450メートルの点 エ Bから250度150メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区 第50号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町早川早川ふ頭港用地北東角 点 ア Aから82度330メートルの点 イ Aから98度330メートルの点 ウ Aから94度560メートルの点 エ Aから84度560メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区 第51号	第1種 区漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	今治市宮窪町見近島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町見近島西北端の標識 点 ア Aから335度50メートルの点 イ Aから335度220メートルの点 ウ Aから305度230メートルの点 エ Aから270度100メートルの点	今治市宮窪町	別記2のとおり
燧特区 第52号	第1種 区漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鵜島北東部地先	Bア、アイ及びイAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鵜島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Bから330度100メートルの点 イ Aから330度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区 第53号	第1種 区漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町鵜島東南部地先	Bイ、イア及びアAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町鵜島妙道鼻防波堤東側付根 B 今治市宮窪町鵜島大もうじの標識 点 ア Aから131度50メートルの点 イ Bから131度100メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区 第54号	第1種 区漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ750メートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪戸代鼻から海岸沿い西南へ460メートルの標識 点 ア Aから340度50メートルの点 イ Aから340度150メートルの点 ウ Bから340度150メートルの点 エ Bから340度50メートルの点	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり
燧特区 第55号	第1種 区漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市宮窪町横島北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町横島丸もうじ鼻中央 B 今治市宮窪町横島大もうじ鼻北東端 点 ア Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し60メートルの点 イ Aから今治市宮窪町友浦黒鼻見通し200メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町友浦カギ島西端見通し20	今治市宮窪町	別記1及び2のとおり

免許 番号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の 区域	地元地区	制限又 は条件
					0メートルの点 エ Bから今治市宮窪町友浦カマガシ島西端見通し60 メートルの点		
燧特区 第56号	第1種 画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌2月20日 まで	今治市宮窪町 友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦姫祖の鼻南端 B 今治市宮窪町友浦荒神川河口右岸 点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点	今治市宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第57号	第1種 画漁 業	魚類小 養殖業 (くま割 式養除 をく)	1月1日から 12月31日 まで	今治市宮窪町 九十九島北 部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ 70メートルの標識 B 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 点 ア Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し300 メートルの点 イ Aから今治市宮窪町九十九島西北端見通し450 メートルの点 ウ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し650メ ートルの点 エ Bから今治市宮窪町九十九島東端見通し500メ ートルの点	今治市宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第58号	第1種 画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市宮窪町 鶴島北東部 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから330度100メートルの点 イ Bから330度100メートルの点 ウ イから0度115メートルの点 エ Aから330度200メートルの点	今治市宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第59号	第1種 画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日 まで	今治市宮窪町 鶴島北東部 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪鶴島唐崎北端から海岸沿い西 へ270メートルの標識 点 ア Aから0度130メートルの点 イ Aから0度240メートルの点 ウ イから270度120メートルの点 エ Aから270度120メートルの点	今治市宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第60号	第1種 画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市宮窪町 友浦地先	アイ、イウ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦小野鼻突端 B Aから海岸沿い北東へ350メートルの標識 点 ア Aから116度100メートルの点 イ Aから116度250メートルの点 ウ Bから116度150メートルの点 エ Bから116度300メートルの点	今治市宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第61号	第1種 画漁 業	魚類小 養殖業 (くま割 式養除 をく)	1月1日から 12月31日 まで	今治市宮窪町 宮窪地先	アイ、イウ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から100メ ートルの標識 B 今治市宮窪町宮窪港東防波堤基部から300メ ートルの標識 点 ア Aから176度5メートルの点 イ Aから176度70メートルの点 ウ Bから176度5メートルの点 エ Bから176度70メートルの点	今治市宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第62号	第1種 画漁 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市宮窪町 友浦地先	アイ、イウ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町友浦照崎突端から海岸沿い西へ20 0メートルの標識 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Aから180度120メートルの点 イ Aから180度320メートルの点	今治市宮 窪町	別記1及 び2のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから180度150メートルの点 エ Bから180度350メートルの点		
燈特区 第63号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市吉海町 本庄地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町本庄332あいえす造船(株)埋立地南 端付根 B 今治市吉海町鼻崎鼻 点 ア Aから270度180メートルの点 イ Bから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し15 0メートルの点	今治市吉 海町及び 今治市馬 島	別記1、 2及び3 のとおり
燈特区 第64号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市吉海町 仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケ アの9直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町仁江と同市宮窪町友浦との最大高 潮時海岸線における境界 B 今治市吉海町仁江1996番地先の標識(通称ト ビガス) C 今治市吉海町仁江平草ダケノ鼻南東端 D 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻南東端 E 今治市吉海町志津見漁港西防波堤東側付根 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの 点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの 点 エ Cから今治市比岐島東端見通し300メートルの 点 オ Eから今治市比岐島東端見通し500メートルの 点 カ Eから今治市比岐島東端見通し180メートルの 点 キ Dから今治市小比岐島東端見通し150メートル の点 ク Dから今治市小比岐島東端見通し70メートルの 点 ケ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	今治市吉 海町津倉 地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第65号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市吉海町 沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びイアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 今治市吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B 今治市吉海町名おそが崎南東端 C 今治市吉海町名垂水中磯から海岸線沿い北へ50 メートルの標識 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの 点 ウ Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの 点 エ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 オ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	今治市吉 海町津倉 地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第66号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市吉海町 鴨磯地先	アイ、イウ、ウエ及びイアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町シイガ鼻北端 点 ア Aから350度1,050メートルの点 イ Aから350度520メートルの点 ウ Aから33度570メートルの点 エ Aから12度1,050メートルの点	今治市吉 海町津倉 地区	別記1及 び2のと おり
燈特区 第67号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市吉海町 名江越地先	アイ、イウ、ウエ及びイアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市吉海町名江越風無東の鼻南東端 B 今治市吉海町名江越中央標識 点 ア Aから今治市比岐島西端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島西端見通し250メートルの	今治市吉 海町津倉 地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し270メートルの点 エ Bから今治市比岐島西端見通し70メートルの点		
燧特区 第68号	第1種 区画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市上浦町 甘崎城山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町甘崎防波堤東側屈曲点の標識 点 A Aから143度140メートルの点 イ Aから350度52メートルの点 ウ Aから51度360メートルの点 エ Aから83度385メートルの点	今治市上 浦町	別記2の とおり
燧特区 第69号	第1種 区画漁業	あわび 下わ養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市上浦町 井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤突端の標識 B 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤 沿い北へ80メートルの標識 点 A Aから35度40メートルの点 イ Bから60度50メートルの点 ウ Bから60度200メートルの点 エ Aから35度195メートルの点	今治市上 浦町	別記2の とおり
燧特区 第70号	第1種 区画漁業	魚類小 養殖業 (くぐり式 養殖を除く)	1月1日から 12月31日まで	今治市上浦町 井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町三番浜南防波堤北付根から防波堤 沿い北へ80メートルの標識 B 今治市上浦町井口6691番地3前護岸北角の標識 点 A Aから60度50メートルの点 イ Bから95度55メートルの点 ウ Bから95度230メートルの点 エ Aから60度200メートルの点	今治市上 浦町	別記2の とおり
燧特区 第71号	第1種 区画漁業	魚類小 養殖業 (くぐり式 養殖を除く)	1月1日から 12月31日まで	今治市上浦町 井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町井口フィッシング・パーク大三島 栈橋南側付根 B 今治市上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点 A Bから75度70メートルの点 イ Aから75度80メートルの点 ウ Aから75度180メートルの点 エ Bから75度170メートルの点	今治市上 浦町	別記2の とおり
燧特区 第72号	第1種 区画漁業	魚類小 養殖業 (くぐり式 養殖を除く)	1月1日から 12月31日まで	今治市上浦町 井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋 北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋 北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点 A Aから55度60メートルの点 イ Bから55度70メートルの点 ウ Bから55度140メートルの点 エ Aから55度130メートルの点	今治市上 浦町	別記2の とおり
燧特区 第73号	第1種 区画漁業	あわび 下わ養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市上浦町 井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋 北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 B 今治市上浦町フィッシング・パーク大三島栈橋 北側付根から護岸沿い北へ170メートルの標識 点 A Aから55度70メートルの点 イ Bから55度80メートルの点 ウ Bから55度150メートルの点 エ Aから55度140メートルの点	今治市上 浦町	別記2の とおり
燧特区 第74号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌7月31日まで	今治市上浦町 盛地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市上浦町盛漁港南防波堤付根から県道沿い 南東へ46メートルの標識 B 今治市上浦町盛3112番地護岸南側付根の標識 点 A Bから34度250メートルの点 イ Aから34度140メートルの点	今治市上 浦町	別記1及 び2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Aから34度290メートルの点 エ Bから34度400メートルの点		
燧特区 第75号	第1種 画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町肥海棚林島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町肥海棚林島南端 点 ア Aから281度30分150メートルの点 イ Aから221度400メートルの点 ウ Aから193度370メートルの点 エ Aから136度40メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第76号	第1種 画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町大見地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町大見港防波堤突端 B 今治市大三島町大見道明ヶ鼻 点 ア Aから今治市大三島町口総小横島南端見通し50 0メートルの点 イ Aから今治市大三島町口総小横島南端見通し1, 200メートルの点 ウ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し1, 000メートルの点 エ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し30 0メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第77号	第1種 画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町台地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 B 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町口総大横島南端見通し60 0メートルの点 イ Bから今治市大三島町宮浦御串山山頂見通し65 0メートルの点 ウ Aから今治市大三島町野々江オガタ鼻見通し40 0メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第78号	第1種 画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 今治市大三島町台小島西端 点 ア Aから190度90メートルの点 イ Aから201度450メートルの点 ウ Aから190度820メートルの点 エ Aから181度30分810メートルの点 オ Aから152度110メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第79号	第1種 画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時 海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町野々江オガタ鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地先護岸の標識 C 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 点 ア Aから今治市大三島町肥海石塔鼻見通し200メ ートルの点 イ Cから63度20分65メートルの点 ウ Cから144度190メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第80号	第1種 画漁業	あわび 下わ かめ養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総カロウト鼻北端 B 今治市大三島町口総499番地先護岸の標識 点 ア Aから今治市大三島町宮浦御串鼻見通し50メ ートルの点 イ Aから63度20分65メートルの点 ウ Aから144度190メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第81号	第1種 画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総大谷 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総1000番地先大谷護岸階段 付根 点 ア Aから313度115メートルの点 イ Aから333度220メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Aから23度40分240メートルの点 エ Aから47度40分153メートルの点		
総特区 第82号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総大谷地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総フィッシングセンター防波 堤南西端 B 今治市大三島町口総カクミ鼻西端 点 ア Aから今治市大三島町浦戸福島北端見通し50メ ートルの点 イ Bから今治市大三島町口総犬横島西端見通し10 0メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
総特区 第83号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	10月1日から 翌5月31日まで	今治市大三島 町浦戸地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町浦戸1508番地地先棧橋入口西側 付根 点 ア Aから314度62メートルの点 イ Aから289度130メートルの点 ウ Aから325度50分215メートルの点 エ Aから346度180メートルの点	今治市大 三島町	別記1及 び2のと おり
総特区 第84号	第1種 区画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町宗方柏島地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町宗方7531番地地先護岸北角 点 ア Aから280度138メートルの点 イ Aから240度110メートルの点 ウ Aから246度290メートルの点 エ Aから260度50分300メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
総特区 第85号	第1種 区画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町宗方柏島地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町宗方7617番地地先護岸西角 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度160メートルの点 ウ Aから138度240メートルの点 エ Aから164度188メートルの点	今治市大 三島町	別記2の とおり
総特区 第86号	第1種 区画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総大横島 地先	AB及びCDを結んだ直線とAB及びCD間の最大高潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5790番地地先西南端 の鼻 B 今治市大三島町口総大横島5799番地地先西北端 の鼻 C 今治市大三島町口総大横島5800番地地先西南端 の鼻 D 今治市大三島町口総大横島5848番地地先北端の 鼻	今治市大 三島町	別記2の とおり
総特区 第87号	第1種 区画漁業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	今治市大三島 町口総大横島 地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大高潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市大三島町口総大横島5788番地地先鼻の北 端 B 今治市大三島町口総大横島6095番地地先鼻の北 東端 点 ア Aから同町口総大横島6089番地地先鼻の北端を 見通した線とBから同町口総小横島6172番地地先 鼻の東端を見通した線との交点	今治市大 三島町	別記2の とおり
総特区 第88号	第1種 区画漁業	魚類小 籠養殖 (くま割 式養除 をく)	1月1日から 12月31日まで	今治市関前 岡村地先	ABの直線と宮浦西A及び西B防波堤とによって囲まれた 区域 基点 A 今治市関前岡村宮浦西A防波堤北側突端 B 今治市関前岡村宮浦西B防波堤南側突端	今治市関 前	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第89号	第1種 画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市関前小 大下地先	Aから今治市波方町梶取鼻見通し線とBから今治市波方町 馬刀潟東防波堤見通し線との間の最大高潮時海岸線から150 メートル以内の区域 基点 A 今治市関前小大下島西端の標識 B 今治市関前小大下乙1351-6 (小大下石灰所跡) 前護岸西角	今治市関 前	別記1及 び2のと おり
燧特区 第90号	第1種 画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日 まで	今治市関前岡 村地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市関前岡村甲3124番地21の護岸の標識 B 今治市関前岡村甲2034番地2地先護岸の標識 点 ア Aから広島県大崎上島戸野浜(トノバ)先端見 通し300メートルの点 イ Bから広島県大崎上島戸野浜(トノバ)先端見 通し300メートルの点	今治市関 前	別記2の とおり
燧特区 第91号	第1種 画漁業	魚類小 養殖業 (くぎ割殖を く)	1月1日から 12月31日 まで	今治市波方町 小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場北西角 B 今治市波方町小部小部漁港中央物揚場南西角 C 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から 防波堤沿い南へ50メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港沖防波堤北東角から 防波堤沿い南へ434.6メートルの標識 点 ア AからC見通し170メートルの点 イ AからC見通し120.6メートルの点 ウ BからD見通し88.8メートルの点 エ BからD見通し119.3メートルの点	今治市波 方町小部 地区	別記2の とおり
燧特区 第92号	第1種 画漁業	魚類小 養殖業 (くぎ割殖を く)	1月1日から 12月31日 まで	今治市波方町 小部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町小部小部漁港防潮堤北角 B Aから防潮堤沿い南へ160メートルの標識 C 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から 防波堤沿い北へ185メートルの標識 D 今治市波方町小部小部漁港西防波堤南東角から 防波堤沿い北へ30メートルの標識 点 ア AからC見通し218.9メートルの点 イ AからC見通し183.9メートルの点 ウ BからD見通し211.8メートルの点 エ BからD見通し246.8メートルの点	今治市波 方町小部 地区	別記2の とおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

(愛媛県報平成30年12月21日第3038号外1別記2)

伊予灘における特定区画漁業の免許の内容
たるべき事項等

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
伊特區 第3号	第1種 区画漁 業	ひじき 養殖業	10月1日から 翌6月30日ま で	松山市柳原地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市柳原漁港南防波堤先端南側 ア Aから176度30分189メートルの点 イ Aから167度46分199メートルの点 ウ Aから182度28分542メートルの点 エ Aから185度29分536メートルの点	之佐之猿川難、常苞心高滝条常手野、中中立、西萩反平府、別北本宮安柳谷田、米、才、猿下庄、善、北、土河賀、須通内、外、中、八、籠野、八、横和、岩野、古原川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、西、西、岩、夏、谷、原、地、林、中、河、府、条、谷、内、岡、原、及、山、原、本、内、院、牛、小、鏡、山、大、河、西、片、鹿、離、之、井、正、九、久、川、野、光、立、之、佐、之、猿、川、難、常、苞、心、高、滝、条、常、手、野、中、中、立、西、萩、反、平、府、山、原、本、内、院、牛、小、鏡、山、大、河、西、片、鹿、離、之、井、正、上、鴨、粟、田、式、小、河、野、光、立、之、佐、之、猿、川、難、常、苞、心、高、滝、条、常、手、野、中、中、立、西、萩、反、平、府、松、海、海、磯、猪、内、谷、川、原、田、浦、内、谷、山、峰、波、池、河、岡、儀、客、川、保、谷、高、洋、岩、野、古、原、川、原、波、庄、保、木、寺、田、本、辻、竹、内、中、西、西、岩、夏、谷、原、地、林、	別記1及 2のと おり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						中、鶴、別、野、北、河、府、桑、谷、内、岡、原、及、び、和、田、柳、谷、田	
伊特區第4号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま小養殖をく)	1月1日から12月31日まで	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 松山市宮野東防波堤東側付根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フグリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点	松山市中島大浦、長野浦、小浜、宮野及び神浦	別記2のとおり
伊特區第5号	第1種画漁業	あわび・わ下・お養殖	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	松山市上怒和	別記2のとおり
伊特區第6号	第1種画漁業	わめかこ養殖	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Aから松山市津和地菊藻鼻見通し200メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第7号	第1種画漁業	あわび下式養殖	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市元怒和旧西防波堤突端 点 ア Aから219度10分452メートルの点 イ Aから210度15分244メートルの点 ウ Aから196度19分274メートルの点 エ Aから211度18分469メートルの点	松山市元怒和	別記2のとおり
伊特區第8号	第1種画漁業	わめかこ養殖	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮島居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し50メートルの点 イ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し430メートルの点 ウ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点 エ Aから175度10分140メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第9号	第1種画漁業	わめかこ養殖	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮島居の中央 点 ア Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 イ Aから80度750メートルの点 ウ Aから107度720メートルの点 エ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し40メートルの点	松山市上怒和	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第10号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島コウノト鼻北西端 B 松山市津和地島行先松鼻北端 点 ア Bから松山市流尻島黒鼻見通し40メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第11号	第1種画漁業	あわび垂養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市流尻島地先	アイ及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流尻島ビウ首鼻南端 B 松山市流尻島赤岩 点 ア Aから松山市津和地島コウノト鼻見通し10メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第12号	第1種画漁業	わかめ・かひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島クグリ鼻南端 B 松山市津和地島メトリ鼻(仙波南鼻)南端 点 ア Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点	松山市津和地	別記1及び2のとおり
伊特區第13号	第1種画漁業	わかめ・かひき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港西防波堤突端 点 ア Aから281度14分106メートルの点 イ Aから294度16分502メートルの点 ウ Aから289度10分508メートルの点 エ Aから260度8分128メートルの点	松山市二神	別記1及び2のとおり
伊特區第14号	第1種画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市堀江地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界 B Aから南へ直線距離200メートルの標識 C Dから北へ直線距離150メートルの標識 D 松山市堀江港東側防波堤付根から北へ直線距離450メートルの標識 点 ア Aから256度30分350メートルの点 イ Aから256度30分570メートルの点 ウ Dから289度30分600メートルの点 エ Dから289度30分310メートルの点 オ Cから289度30分320メートルの点 カ Cから289度30分500メートルの点 キ Bから256度30分500メートルの点 ク Bから256度30分400メートルの点	松山市堀江町	別記2のとおり
伊特區第15号	第1種画漁業	わかめ・かひき養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町二名津地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛鬼岩 B 西宇和郡伊方町二名津ツジガウラ浜南端 点 ア Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤突端北端見通し200メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し310メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町明神オヤクシ見通し130メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり
伊特區第16号	第1種画漁業	あわび垂養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	Aア、アウ、ウイ及びイAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し50メートルの点 イ AからBへ200メートルの点 ウ Aから159度210メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

(愛媛県報平成30年12月21日第3038号外1別記3)

宇和海における特定区画漁業の免許の内容
たるべき事項等

免許番号	種別	漁業の種名	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字特区第7号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり
字特区第8号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市綱引架干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり
字特区第9号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見槽跡西護岸から海岸線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点 イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり
字特区第10号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり
字特区第11号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川河口端西角 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから326度116メートルの点 イ Aから342度88メートルの点 ウ Aから19度94メートルの点 エ Bから107度258メートルの点 オ Bから65度166メートルの点 カ Bから203度59メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり
字特区第12号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊通路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標識 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 点 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり
字特区第13号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代穴井埋立地南端 B 八幡浜市穴井唐崎鼻 点 ア Aから245度230メートルの点 イ Bから221度130メートルの点	八幡浜市(同市内町を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第14号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代戊小網代穴井埋立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点	八幡浜市(同市保除く)	別記2のとおり
宇特区第15号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点	八幡浜市(同市保除く)	別記2のとおり
宇特区第16号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島加重消防詰所東端から護岸沿い北へ44メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから101度150メートルの点 イ Bから100度120メートルの点	八幡浜市(同市保除く)	別記2のとおり
宇特区第17号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い南へ160メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度40メートルの点 イ Aから72度170メートルの点 ウ Bから78度150メートルの点 エ Bから78度50メートルの点	八幡浜市(同市保除く)	別記2のとおり
宇特区第18号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町伊崎地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西予市三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西予市三瓶町須崎中鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第19号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早4-136-1東端 B 西予市三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し310メートルの点 エ Bから西予市三瓶町枯井崎西端標識見通し60メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第20号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い70メートルの標識 B 西予市三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点 イ Aから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ルの点 エ Bから西予市三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点		
宇特区第21号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町長早3-21-3東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西予市三瓶町長早3-722-8暗渠口 点 ア Aから西予市三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第22号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西予市三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西予市三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し250メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3東端見通し50メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第23号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	BA、Aア、アイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町赤崎鼻南端 B 西予市三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西予市三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西予市三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第24号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西予市三瓶町有太刀中鼻突端 C 西予市三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3東端見通し20メートルの点 イ Aから西予市三瓶町蔵貫浦1402-3東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点	西予市三瓶町	別記2のとおり
宇特区第25号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	西予市三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町蔵貫浦1543-1西端角 B 西予市三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西予市三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町福島西端見通し380メー	西予市三瓶町	別記2のとおり

免番	許号	種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
						ルの点 エ Bから西予市三瓶町福島西端見通し140メー ルの点		
字特区 第26号	第1種 画漁業	魚類 割殖 ま小養をく	小養業ろろ式 割殖除	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 枯井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町皆江128-5 西端 B 西予市三瓶町皆江85-1 前標識 C 西予市三瓶町皆江94-2 前護岸東端 点 ア Aから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し 40メートルの点 イ Aから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し 290メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し 390メートルの点 エ Bから西予市三瓶町長早3-21-3 東端見通し 20メートルの点 オ Cから西予市三瓶町長早3-722-7 東端見通 し20メートルの点 カ Cから西予市三瓶町長早3-722-7 東端見通 し130メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
字特区 第27号	第1種 画漁業	魚類 割殖 ま小養をく	小養業ろろ式 割殖除	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 下泊地先	AA、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西予市三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西予市三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し 80メートルの点 イ Bから西予市三瓶町下泊崎東端見通し100メ ートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
字特区 第28号	第1種 画漁業	魚類 割殖 ま小養をく	小養業ろろ式 割殖除	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 高島地先	アイ、イウ、ウC及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町高島防波堤付根 B 西予市三瓶町小高島第1消波堤東端 C 西予市三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見 通し50メートルの点 ウ Bから西予市三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見 通し330メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
字特区 第29号	第1種 画漁業	魚類 割殖 ま小養をく	小養業ろろ式 割殖除	1月1日から 12月31日まで	西予市三瓶町 ミツクリ島地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市三瓶町小高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	西予市三 瓶町	別記2の とおり
字特区 第30号	第1種 画漁業	魚類 割殖 ま小養をく	小養業ろろ式 割殖除	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 田之浜地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜西成護岸西側標識 B Aから国道沿い南西へ150メートルの標識 C Aから護岸沿い北東へ150メートルの標識 点 ア Cから148度25メートルの点 イ Cから148度175メートルの点 ウ Bから148度200メートルの点 エ Bから148度100メートルの点 オ Aから148度80メートルの点 カ Aから148度30メートルの点	西予市明 浜町	別記2の とおり
字特区 第31号	第1種 画漁業	魚類 割殖 ま小養をく	小養業ろろ式 割殖除	1月1日から 12月31日まで	西予市明浜町 田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根 B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から海岸線沿 い東へ30メートルの標識	西予市明 浜町	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		小割式養殖(く)			点 ア Aから213度90メートルの点 イ Aから213度250メートルの点 ウ Bから190度330メートルの点 エ Bから190度170メートルの点		
宇特區第32号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(く)ま割式養殖(く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋より護岸沿い北へ30メートルの標識 B 西予市明浜町宮野浦旧藤堂石灰前棧橋より護岸沿い南へ50メートルの標識 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度240メートルの点 ウ Bから117度210メートルの点 エ Bから117度20メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第33号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(く)ま割式養殖(く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町宮野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町宮野浦1224番地(旧造船所)護岸角標識 B Aから護岸沿い南西へ225メートルの標識 点 ア Aから130度50メートルの点 イ Aから130度190メートルの点 ウ Bから146度170メートルの点 エ Bから146度30メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第34号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度30メートルの点 イ Aから275度150メートルの点 ウ Bから275度145メートルの点 エ Bから275度25メートルの点	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇特區第35号	第1種画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌6月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町高山小僧都棧橋付根から南へ60メートルの標識 B Aから南へ60メートルの標識 点 ア Aから275度25メートルの点 イ Aから275度145メートルの点 ウ Bから275度150メートルの点 エ Bから275度30メートルの点	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇特區第36号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西予市明浜町高山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩標識 B 西予市明浜町狩浜ナガレ西側立岩標識 点 ア Aから175度30メートルの点 イ Aから175度160メートルの点 ウ Bから187度180メートルの点 エ Bから187度50メートルの点	西予市明浜町	別記1及び2のとおり
宇特區第37号	第1種画漁業	魚類小割式養殖(く)ま割式養殖(く)	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜すの崎防波堤北側付根から北へ50メートルの標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ50メートルの標識 C 西予市明浜町すの崎防波堤北側付根から東へ150メートルの標識 D 西予市明浜町狩浜本浦川河口南角 点 ア Aから西予市明浜町狩浜うどの鼻西角見通し線とCから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町狩浜不動崎東角見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点	西予市明浜町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから西予市明浜町狩浜門の脇集会所西端見通し線とDから西予市明浜町狩浜島の元南端見通し線との交点		
宇特區第38号	第1種漁業	魚類 <small>小養殖</small> 式 <small>ろる式</small> 除 <small>く</small> 割 <small>く</small> 殖 <small>く</small> ま <small>ま</small> 小 <small>小</small> 養 <small>養</small> を <small>を</small> く	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江だけの鼻東南角 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから46度30メートルの点 イ Aから46度190メートルの点 ウ Bから53度230メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第39号	第1種漁業	魚類 <small>小養殖</small> 式 <small>ろる式</small> 除 <small>く</small> 割 <small>く</small> 殖 <small>く</small> ま <small>ま</small> 小 <small>小</small> 養 <small>養</small> を <small>を</small> く	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江間口北側臨海道路終点から北へ60メートルの標識 B 西予市明浜町渡江うどの鼻北西角 点 ア Aから24度30メートルの点 イ Aから24度205メートルの点 ウ Bから53度245メートルの点 エ Bから53度70メートルの点	西予市明浜町	別記2のとおり
宇特區第40号	第1種漁業	魚類 <small>小養殖</small> 式 <small>ろる式</small> 除 <small>く</small> 割 <small>く</small> 殖 <small>く</small> ま <small>ま</small> 小 <small>小</small> 養 <small>養</small> を <small>を</small> く	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2367番地3製造場南角から護岸沿い南へ20メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2363番地大櫓の鼻北西端 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤西側付根見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤西側付根見通し118メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町法花津児島見通し50メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第41号	第1種漁業	魚類 <small>小養殖</small> 式 <small>ろる式</small> 除 <small>く</small> 割 <small>く</small> 殖 <small>く</small> ま <small>ま</small> 小 <small>小</small> 養 <small>養</small> を <small>を</small> く	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙779ちょうしが浮束石階段の標識 B 宇和島市吉田町奥浦大良大良防波堤南側付根から北東へ110メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島島家ヶ森山頂中央見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市九島島家ヶ森山頂中央見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し245メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し115メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第42号	第1種漁業	魚類 <small>小養殖</small> 式 <small>ろる式</small> 除 <small>く</small> 割 <small>く</small> 殖 <small>く</small> ま <small>ま</small> 小 <small>小</small> 養 <small>養</small> を <small>を</small> く	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙688-2製造場前の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙646-2畑南角から南へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島島家ヶ森山頂中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市九島島家ヶ森山頂中央見通し350メートルの点 ウ Bから宇和島市宇土の崎見通し380メートルの点 エ Bから宇和島市宇土の崎見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第43号	第1種漁業	くろま <small>小養殖</small> 式 <small>ろる式</small> 除 <small>く</small> 割 <small>く</small> 殖 <small>く</small> ま <small>ま</small> 小 <small>小</small> 養 <small>養</small> を <small>を</small> く	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラバット西角から護岸沿い南へ150メートルの標識	宇和島市吉田町	1 別記2のとおり 2 当該

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し305メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し100メートルの点		権るの漁係漁場に漁区お設るの供施は、下模えなない。だ生積257方ト超い内生の状格白変るは支い。状形格径一、数、白 3 該種る漁用れ種苗ういた天苗込数し尾えななな移よ込除 漁に区業いる用のち、年の種活尾のみは、180超はななをてらい。お、送るみく。
宇特區第44号	第1種漁業	魚類小養殖(くま小養殖)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット西角から護岸沿い西へ150メートルの標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517バラベット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島鯖網代見通し440メートルの点 イ Aから宇和島市九島鯖網代見通し610メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し300メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第45号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐり式除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙480パラペット東側の標識 B 宇和島市吉田町奥浦乙517パラペット東角から護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し290メートルの点 イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し280メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第46号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐり式除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦乙407-3石垣深浦西入口 B 宇和島市吉田町奥浦乙379-1輪が浦埋立地南東端(わらびながし) 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町奥浦甲211-4地先中浦船揚場見通し235メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町奥浦甲2806ブロック建本家中央見通し70メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第47号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐり式除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町奥浦甲3466-1網干場の標識 B 宇和島市吉田町奥浦甲4352船間防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第48号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐり式除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君75-1地先ズベリ西角の標識 B 宇和島市吉田町南君188-4旧選果場前パラペットの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君野島山3094中央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特区第49号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐり式除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の巻1329-4ツボイの標識 B 宇和島市吉田町南君馬の巻1349-2のパラペット南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し630メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し450メ	宇和島市吉田町	別記2のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島西端見通し250メートルの点		
宇特區第50号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の巻1399-1 穂肌の標識 B 宇和島市吉田町南君馬の巻1453-1 焼却場バラペットから護岸沿い西へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートルの点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第51号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町南君地先	Cア、アイ、イウ及びウDの4直線とDC間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君馬の巻1454 竜王鼻南東端 B 宇和島市吉田町南君牛川2903-3 渡川橋西端角 C 宇和島市吉田町南君牛川3112-58 造船所西角の標識 D 宇和島市吉田町南君牛川3109-2 地先金蔵岩から西へ35メートルの標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻西端見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻西端見通し760メートルの点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第52号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町浅川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界点 B 宇和島市吉田町浅川101 浅川防波堤中央旧浅川防波堤突端部分 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻むしくい鼻より東へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し230メートルの点 エ Bから宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し80メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第53号	第1種画漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町知永地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町知永4-1259地先の標識 B 宇和島市吉田町知永丁1960地先の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町南君と同町浅川との最大高潮時海岸線における境界見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し320メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町浅川836-4 車庫見通し100メートルの点	宇和島市吉田町	別記2のとおり
宇特區第54号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間との最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094(立岩)から東へ250メートルの標識	宇和島市吉田町	別記1及び2のとおり

免許 番号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は 条件
					B 宇和島市吉田町南君野島山3094東端の標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ウ Cから宇和島市高島西端見通し120メートルの点		
宇特區 第55号	第1種 漁業	魚類小 養殖(く まぐろ 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大浦 赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波と同市吉田町知永との最大高潮時海岸線における境界から海岸線沿い西へ100メートルの標識 B 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識 C 宇和島市吉田町浅川浅川漁港防波堤付根より西へ100メートルの標識 点 ア AからC見通し260メートルの点 イ Bから345度320メートルの点 ウ Bから345度170メートルの点 エ AからC見通し130メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特區 第56号	第1種 漁業	魚類小 養殖(く まぐろ 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大浦 赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市大浦赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識 点 ア Aから328度30分335メートルの点 イ Aから300度375メートルの点 ウ Aから273度30分280メートルの点 エ Aから311度175メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特區 第57号	第1種 漁業	魚類小 養殖(く まぐろ 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大浦 赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 B 宇和島市赤松赤松漁港防波堤南突端 点 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し45メートルの点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し34メートルの点 オ アとエを結んだ線上のアから130メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから130メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから240メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから230メートルの点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり
宇特區 第58号	第1種 漁業	魚類小 養殖(く まぐろ 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市坂下 津、白浜地先	アイ、イウ、ウエ、エB、Dオ、オカ及びカアの7直線とBD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地新田北角の標識 B 宇和島市白浦黒鼻西端 C 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田東角 D 宇和島市坂下津甲18番地3地先前棧橋付根 E 宇和島市坂下津愛媛県水産研究センター魚類検査室前護岸標識 F 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 点 ア Eから297度30分460メートルの点 イ Fから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し470メートルの点 ウ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し線とFから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点	宇和島市 (津島町、 吉田町、 同三浦及 び旧宇和 海村地区 を除く)	別記2の とおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						エ Aから宇和島市百之浦漁港西防波堤突端見通し50メートルの点 オ Dから宇和島市大浦甲2179番地19の西角見通し線とCからE見通し線との交点 カ EからC見通し350メートルの点		
宇特區号第59号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式業除)	1月1日から12月31日まで	宇和島市白浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜漁港防波堤付根 B 宇和島市白浜漁港防波堤突端 C 宇和島市坂下津戎山水底線陸揚室 点 ア Bから宇和島市百之浦西防波堤突端見通し線とCから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 イ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し線とCから宇和島市石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 ウ Aから宇和島市本九島東防波堤突端見通し160メートルの点 エ Bから6度30分160メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり	
宇特區号第60号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式業除)	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応1729番地前護岸北西角標識 B 宇和島市石応1729番地前護岸北東角標識 C 宇和島市石応23番地1前護岸西端の標識 D 宇和島市石応557番地2前護岸西角から護岸沿い東へ19メートルの標識 点 ア Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市本九島1885番地西角見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し200メートルの点 エ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し110メートルの点 オ Cから宇和島市本九島1876番地1前護岸標識見通し70メートルの点 カ Cから宇和島市本九島1876番地1前護岸標識見通し30メートルの点 キ Bから60度50メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり	
宇特區号第61号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式業除)	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	AD、Dア及びアBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻北西端 B 宇和島市石応1633番1新田前護岸西角 C 宇和島市石応堂崎北端 D 宇和島市石応鍋島東端 点 ア Bから宇和島市九島小島中央標識見通し線とCからD見通し線との交点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり	
宇特區号第62号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式業除)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地2新田前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度132メートルの点 ウ Aから239度210メートルの点 エ Aから225度180メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり	
宇特區号第63号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式業除)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域とケコ、コサ、サシ及びシケの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻西端 B 宇和島市小池島首島北端 点 ア Aから264度590メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり	

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから351度570メートルの点 ウ Bから90度375メートルの点 エ Aから191度645メートルの点 オ アとエを結んだ線上のアから210メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから210メートルの点 キ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ケ アとエを結んだ線上のアから470メートルの点 コ イとウを結んだ線上のイから470メートルの点 サ イとウを結んだ線上のイから520メートルの点 シ アとエを結んだ線上のアから520メートルの点		
宇特區第64号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識から海岸沿い西へ30メートルの標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メートルの点 ウ Bから300度140メートルの点 エ Bから300度790メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メートルの点 カ Aから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メートルの点 キ Bから300度370メートルの点 ク Bから300度590メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特區第65号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線で囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識 点 ア Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し750メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し100メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し150メートルの点 エ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し800メートルの点 オ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し550メートルの点 カ Aから宇和島市吉田町大良鼻見通し330メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し380メートルの点 グ Bから宇和島市吉田町小島灯台見通し600メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特區第66号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島荒網代地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻北端 B 宇和島市九島坪浦鼻北端 点 ア Aから宇和島市大浦赤松只波鼻マイル標識見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市大浦赤松只波鼻マイル標識見通し120メートルの点 ウ Aから89度30分550メートルの点 エ Bから35度45メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Bから247度30分160メートルの点		
宇特区第67号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤704番地1(長さこ)地先護岸標識 点 ア Aから332度220メートルの点 イ Aから358度285メートルの点 ウ Aから99度315メートルの点 エ Aから123度260メートルの点 オ イとウを結んだ線上のイから200メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 キ アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから200メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、三浦及旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第68号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、クオ、オカ、カキ及びキクの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤661番地2前護岸の標識 B 宇和島市蛤77番地2前護岸南角の標識 点 ア Aから8度105メートルの点 イ Aから36度210メートルの点 ウ Bから49度210メートルの点 エ Bから31度90メートルの点 オ イとウを結んだ線上のイから200メートルの点 カ イとウを結んだ線上のイから260メートルの点 キ アとエを結んだ線上のアから260メートルの点 ク アとエを結んだ線上のアから200メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、三浦及旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第69号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤九島漁港(蛤)中浮防波堤南側付根 B 宇和島市蛤新3番地4新田東角標識 点 ア Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し180メートルの点 ウ Aから187度30分240メートルの点 エ Aから198度180メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、三浦及旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第70号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市百之浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤新3番地4新田西角標識 B 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7新田前護岸東角見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し100メートルの点 オ Aから185度200メートルの点 カ Aから196度30分230メートルの点 キ Aから220度170メートルの点 ク Aから209度130メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、三浦及旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第71号	第1種画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市百之浦九島漁港(百之浦)防波堤南側付根 B 宇和島市本九島1861番地前護岸標識	宇和島市(津島町、吉田町、三浦及旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり

免許番号	種別	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市白浜140番地見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市白浜140番地見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浜557番地3地先前防波堤(小島防波堤)突端見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浜557番地3地先前防波堤(小島防波堤)突端見通し100メートルの点 オ Aから196度235メートルの点 カ Aから204度275メートルの点 キ Aから223度215メートルの点 ク Aから217度165メートルの点		
宇特區第72号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市本九島1876番地1前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角 点 ア Aから宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地4見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤西側突端見通し100メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特區第73号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻西端 B 宇和島市九島危田突端 点 ア Aから宇和島市小高島念仏塔見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市小高島念仏塔見通し230メートルの点 ウ Bから宇和島市小高島東端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市小高島東端見通し50メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特區第74号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島北端より海岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小真坂鼻見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市小真坂鼻見通し150メートルの点 ウ Aから62度160メートルの点 エ Aから86度110メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特區第75号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島念仏塔南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市本九島箱崎西端海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島北端見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応鍋島北東端見通し70メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤付根見通し110メートルの点 エ CからD見通し50メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特區第76号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池島首高引出鼻	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及	別記1及び2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市平浦はかり岩 点 ア Aから263度30分200メートルの点 イ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点	び旧宇和海村地区を除く)	
宇特区第77号	第1種画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤九島漁港(蛤)中浮防波堤南側付根 点 ア Aから198度180メートルの点 イ Aから187度30分240メートルの点 ウ Aから179度215メートルの点 エ Aから187度30分155メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記1及び2のとおり
宇特区第78号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市坂下津丙132番地の2新田前護岸南西角標識 B 宇和島市坂下津甲254番地の6前護岸東角より護岸沿い14へ60メートルの標識 C 宇和島市坂下津甲64番地前護岸北角 点 ア AからC見通し60メートルの点 イ Bから210度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2のとおり
宇特区第79号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内、安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第80号	第1種画漁業	魚類小養殖(まぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板 点 ア Aから86度10分42秒456メートルの点 イ Aから321度33分44秒886メートルの点 ウ Aから333度04分58秒966メートルの点 エ Aから71度05分03秒610メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第81号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点 イ Aから329度58分42秒471メートルの点 ウ Aから350度30分14秒544メートルの点 エ Aから340度04分53秒718メートルの点 オ Aから11度02分41秒1,130メートルの点 カ Aから29度18分47秒990メートルの点 キ Aから31度19分35秒1,125メートルの点 ク Aから48度10分08秒1,145メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第82号	第1種画漁業	ひおろし垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから100度57分47秒331メートルの点 イ Aから89度40分22秒248メートルの点 ウ Aから65度39分18秒411メートルの点 エ Aから76度53分15秒464メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第83号	第1種画漁業	真珠貝下とか養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから329度58分42秒471メートルの点 イ Aから324度03分43秒662メートルの点 ウ Aから340度04分53秒718メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから350度30分14秒554メートルの点		
宇特区第84号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波峰の泉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点 ア Aから314度00分44秒1,169メートルの点 イ Aから309度43分45秒1,835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2,089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1,537メートルの点	宇和島市下波及び蔭淵地区	別記2のとおり
宇特区第85号	第1種漁業	おひょう下養殖	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから129度180メートルの点 イ Aから105度250メートルの点 ウ Aから132度520メートルの点 エ Aから145度490メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第86号	第1種漁業	わかめ養殖	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから123度375メートルの点 イ Aから110度450メートルの点 ウ Aから121度570メートルの点 エ Aから132度520メートルの点	宇和島市遊子	別記1及び2のとおり
宇特区第87号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 B 宇和島市遊子番匠鼻東南端 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから91度630メートルの点 ウ Aから91度1,080メートルの点 エ Bから83度1,265メートルの点 オ Bから83度615メートルの点 カ Bから69度200メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第88号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第89号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水ヶ浦鼻北東端 B 宇和島市遊子魚泊鼻北東端 点 ア Aから138度175メートルの点 イ Aから120度275メートルの点 ウ Aから99度250メートルの点 エ Aから97度400メートルの点 オ Aから123度1,030メートルの点 カ Bから87度1,000メートルの点 キ Bから66度225メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第90号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻南端 C 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 点 ア Aから110度135メートルの点 イ Bから181度100メートルの点 ウ Cから248度120メートルの点 エ Cから190度360メートルの点 オ Aから138度400メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第91号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻南端 B 宇和島市遊子高島家鼻東端 点 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから91度125メートルの点 エ Bから123度400メートルの点 オ Bから152度410メートルの点 カ Bから183度490メートルの点 キ Aから183度370メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第92号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Bア、アウ、ウイ及びピイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 D 宇和島市遊子平彦鼻北西端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Cから宇和島市遊子越ヶ鼻見通し線とDから47度の線との交点 ウ Dから327度60メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第93号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子美地島消波堤東側突端 B 宇和島市遊子越ヶ鼻北西端 点 ア Aから106度220メートルの点 イ Bから12度580メートルの点 ウ Bから330度330メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第94号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2593番地西角防波堤付根より南西へ60メートルの標識 点 ア Aから160度15メートルの点 イ Aから160度145メートルの点 ウ Aから93度340メートルの点 エ Aから71度320メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第95号	第1種漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第81号及び宇区第82号の区域を除く。 基点 A 宇和島市蔭淵2044番地弁財天鼻突端 B 宇和島市蔭淵1407番地前護岸突端 点 ア Aから宇和島市蔭淵1001-1番地男崎鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し150メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第96号	第1種漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵979番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵981番地西鼻突端 点 ア Aから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から東へ32メートルの標識見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻埋立護岸東角見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第97号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻突端 B 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから125度150メートルの点		
宇特區第98号	第1種漁業	真珠貝式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イC及びDEの4直線とAD及びEC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻標識 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔭淵275番地千巻の標識 E 宇和島市蔭淵215番地小池東鼻の標識 点 ア Bから宇和島市蔭淵2091番地先落の鼻灯台見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔭淵標島中野見通し250メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特區第99号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3787番地契島中鼻の標識 点 ア Aから8度140メートルの点 イ Aから8度80メートルの点 ウ Aから62度200メートルの点 エ Aから56度220メートルの点 オ Aから62度300メートルの点 カ Aから59度320メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特區第100号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵沖郷留止島東端 点 ア Aから13度540メートルの点 イ Aから13度1,140メートルの点 ウ Aから6度1,140メートルの点 エ Aから358度540メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特區第101号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西端から海岸線沿い東へ410メートルの標識 B 宇和島市蔭淵378番地船の浦鼻先端 点 ア Aから170度180メートルの点 イ Aから170度300メートルの点 ウ Bから167度300メートルの点 エ Bから167度180メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特區第102号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島きおん鼻先端 B 宇和島市嘉島丸岩丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵赤崎見通し80メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特區第103号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イエ、エウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島八の間鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し170メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し90メートルの点 ウ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し120メートルの点 エ Bから西予市明浜町田之浜大崎鼻見通し50メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特區第104号	第1種漁業	魚類小養殖(くろ式養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識	宇和島市戸島	別記2のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 業名 の 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
		養殖業 除 をく			B 宇和島市嘉島中標識 点 ア Aから200度50メートルの点 イ Aから200度570メートルの点 ウ Bから200度450メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ Aから200度320メートルの点 カ Bから200度200メートルの点 キ Bから200度300メートルの点 ク Aから200度420メートルの点		
宇特区 第105 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	宇和島市戸 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡丸石の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度320メートルの点 エ Bから300度120メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第106 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	宇和島市戸 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの 点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートル の点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メ ートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メ ートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第107 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	宇和島市戸 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、ケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線及びスセ、ゼソ、ソタ及びタスの4直 線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点 カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから250メートルの点 ク アエ間のアから250メートルの点 ケ アエ間のアから350メートルの点 コ イウ間のイから350メートルの点 サ イウ間のイから550メートルの点 シ アエ間のアから550メートルの点 ス アエ間のアから750メートルの点 セ イウ間のイから750メートルの点 ソ イウ間のイから800メートルの点 タ アエ間のアから800メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第108 号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	宇和島市戸 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線及びケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島丸山の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度850メートルの点 エ Bから145度700メートルの点 オ アエ間のアから150メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						カ イウ間のイから150メートルの点 キ イウ間のイから300メートルの点 ク アエ間のアから300メートルの点 ケ アエ間のアから450メートルの点 コ イウ間のイから450メートルの点 サ イウ間のイから600メートルの点 シ アエ間のアから600メートルの点		
宇特区 第109号	第1種 画漁業	魚類 割殖 (くぐり ま小養を く)	小養業 ろろ式 業除	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立巻の標識 点 ア Aから41度220メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第110号	第1種 画漁業	魚類 割殖 (くぐり ま小養を く)	小養業 ろろ式 業除	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域。ただし、ガキ、キク、クケ及びケカの4直線及びゴサ、サシ、シイ及びイコの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横巻の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから270度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アオ間のアから400メートルの点 キ エウ間のエから300メートルの点 ク エウ間のエから400メートルの点 ケ アオ間のアから300メートルの点 コ Aから27度500メートルの点 サ Bから27度580メートルの点 シ Bから27度680メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第111号	第1種 画漁業	くろま ろろ式 割殖業	小養業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから205度750メートルの点 イ Aから182度1,115メートルの点 ウ Bから149度1,110メートルの点 エ Bから151度959メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記2 2の 2. 当該漁種 の漁業に 関係する 漁場の設 置に供す る施設は、 規程をな すた、實 面積が2 平方メ ートルを 超えな い範囲 で設け

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第112号	第1種 区画漁業	くろま くろま 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎の標識 点 ア Aから81度430メートルの点 イ Aから125度740メートルの点 ウ Aから163度600メートルの点 エ Aから181度90メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記と 2 おり 2 該権るの 漁に漁区 お設るの 供施は、 下換えな い。だ生 の積448 方ト超い 内生の状 格台変る は支い。状 形、格径 一、ル、 数台
宇特区 第113号	第1種 区画漁業	くろま くろま 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市嘉島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから10度410メートルの点 イ Aから8度790メートルの点 ウ Bから300度355メートルの点 エ Bから239度395メートルの点	宇和島市 戸島	1 別記と 2 おり 2 該権るの 漁に保境 域い置養 用すの供 施は、下 換えな い。だ生 の積448 方ト超い 内生の状 格台変る は支い。状 形、格径 一、ル、 数台

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							径40メートル、数：3 台
字特区第116号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島ハゲノ鼻南端 B 宇和島市戸島赤崎岩 点 ア Bから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
字特区第117号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地(うわうみ漁業協同組合戸島支所事務所)北角標識 点 ア Aから145度150メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
字特区第118号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メキガ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭先端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
字特区第119号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一ツ嶮中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
字特区第120号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから宇和島市日振島丸礮見通し線より東側15メートル及び西側15メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島オオタニ大岩 B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ礮頂点 C 宇和島市日振島竹ヶ島南端 点 ア Aから宇和島市日振島丸礮北端見通し100メートルの点 イ Cから宇和島市日振島島頭見通し100メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
字特区第121号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸礮の標識 点 ア Aから137度110メートルの点 イ Aから14度260メートルの点 ウ Aから36度312メートルの点 エ Aから111度15分210メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
字特区第122号	第1種漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島明海1942番地南角の標識 B 宇和島市日振島明海新田鼻標識 点 ア Aから113度20メートルの点 イ Aから113度170メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し20メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	種別	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第123号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時 海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、 Bから84度の線の北側航路幅50メートルとAからビヤノ奥見 通し線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島明海新田鼻標識 B 宇和島市日振島松ヶ鼻標識 C 宇和島市日振島明海丸壺の標識 点 ア Aから宇和島市日振島赤磐鼻見通し150メー トルの点 イ Cから宇和島市日振島赤磐鼻見通し300メー トルの点 ウ Cから宇和島市日振島赤磐鼻見通し50メー トルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第124号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから114度98メートルの点 イ Aから105度208メートルの点 ウ Aから61度272メートルの点 エ Aから39度194メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第125号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し270メー トルの点 イ Aから81度30分282メートルの点 ウ Aから86度30分398メートルの点 エ Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し390メー トルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第126号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから140度24分90メートルの点 イ Aから199度310メートルの点 ウ Aから223度30分304メートルの点 エ Aから270度9分50メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第127号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路大浜標識 B 宇和島市日振島喜路小喜路口標識 点 ア Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し50メー トルの点 イ Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し194 メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通 し194メートルの点 エ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通 し50メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第128号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから156度150メートルの点 イ Aから144度344メートルの点 ウ Aから161度36分382メートルの点 エ Aから185度18分220メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり
宇特区 第129号	第1種 区画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市日振 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻標識 点 ア Aから192度260メートルの点 イ Aから167度30分406メートルの点 ウ Aから180度30分492メートルの点 エ Aから202度15分380メートルの点	宇和島市 日振島	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第135号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻突端 点 ア Aから164度300メートルの点 イ Aから153度180メートルの点 ウ Aから220度200メートルの点 エ Aから204度310メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第136号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第137号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤I堤南東角 C 宇和島市津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤I堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから100度210メートルの点 カ Cから14度50メートルの点 キ Aから289度1,410メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第138号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 点 ア Aから206度150メートルの点 イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第139号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘スズレ鼻南端 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから234度240メートルの点 ウ Aから149度575メートルの点 エ Aから130度530メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第140号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くぐり式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘弊の元護岸東端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘弊の元護岸東端見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘弊の元護岸東端見通し400メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区 第141号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 宇和島市津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘磨の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘ゾレの谷見通し370メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘磨の元護岸東端見通し520メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第142号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘木浦松鼻南東端 B 宇和島市津島町北灘牛の浦鼻南東端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘真鳥護岸西端見通し270メートルの点 ク Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し260メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第143号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構見通し225メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構見通し535メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し830メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し380メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構見通し320メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構見通し425メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し590メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し495メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり
宇特区 第144号	第1種漁業	魚類小養殖(くぐる式養殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘乙412番地宅地西角 B 宇和島市津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構見通し590メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構見通し660メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し945メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し880メートルの点		
宇特区 第145号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国永防波堤南角付根 B 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し620メートルの点 キ Bから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メートルの点 ク Bから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メートルの点	宇和島市津島 町北灘	別記2のとおり
宇特区 第146号	第1種 画漁業	魚類小養殖(くま割殖をく)	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び宇和島市津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町北灘金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻の標識 B 宇和島市津島町北灘鵜之浜ノ谷鼻の標識 C 宇和島市津島町岩松港瀧刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻東端見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻東端見通し580メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻東端見通し300メートルの点 カ Aから宇和島市津島町北灘大日提トピガス鼻東端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点	宇和島市津島 町北灘	別記2のとおり
宇特区 第147号	第1種 画漁業	真珠貝下との養殖	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA・B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大森ドハイの鼻突端 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻突端	宇和島市津島 町北灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		業			点 ア Aから宇和島市津島町下灘須下崎灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島頂見通し60メートルの点		
宇特区第148号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	宇和島市津島町岩松地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びDEの5直線とAE及びCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町玉ヶ月水門 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻北端 C 宇和島市津島町岩松干拓地護岸西南角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 宇和島市津島町巽橋西詰北角 F 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点	宇和島市津島町岩松	別記1及び2のとおり
宇特区第149号	第1種画漁業	真珠貝下との養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第106号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻南西端 B 宇和島市津島町田之浜ダシビキの鼻西端 C 宇和島市津島町田之浜漁港防波堤西側付根から防波堤沿い西へ100メートルの標識 D 宇和島市津島町田之浜中瀬の標識 E 宇和島市津島町曾根ウ下の鼻西端 点 ア Aから宇和島市津島町前島頂見通し430メートルの点 イ Bから254度見通し630メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Eから宇和島市津島町前島頂見通し1,280メートルの点 オ Eから宇和島市津島町前島頂見通し700メートルの点 カ Dから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 キ Dから宇和島市津島町裸島西端見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第150号	第1種画漁業	真珠貝下との養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根平エ門ダケ地先突端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町田風大明崎見通し480メートルの点 エ Bから宇和島市津島町田風防波堤突端見通し400メートルの点 オ Aから宇和島市津島町田風広瀬越の鼻見通し430メートルの点 カ Aから宇和島市津島町田風広瀬越の鼻見通し250メートルの点 キ Bから宇和島市津島町田風防波堤突端見通し100メートルの点 ク Aから宇和島市津島町田風大明崎見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
宇特区 第151 号	第1種 画漁業	真珠貝 下式の 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町脇地先	<p>Bオ、オカ、カキ、キア、アイ、イウ、ウエ及びエCの8直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻北西端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 C 宇和島市津島町田風広瀬コンクリート護岸東端 D 宇和島市津島町田風広瀬の鼻北西端</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し270メートルの点 エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し280メートルの点 オ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し110メートルの点 カ Dから356度58分110メートルの点 キ Dから50度125メートルの点</p>	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第152 号	第1種 画漁業	真珠貝 下式の 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町泥目水地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B Aから海岸沿い東へ100メートルの標識 C 宇和島市津島町泥目水丸山の頂点 D 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点</p> <p>点 ア Aから338度30メートルの点 イ Aから338度270メートルの点 ウ Dから259度30分80メートルの点 エ Cから300度80メートルの点 オ Bから322度30メートルの点</p>	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第153 号	第1種 画漁業	真珠貝 下式の 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井ソネ崎西角標識 B 宇和島市津島町坪井下溝中央標識</p> <p>点 ア Bから宇和島市津島町坪井白石の鼻見通し335メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井白石の鼻見通し510メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町坪井平井漁港護岸東角見通し500メートルの点 エ Aから宇和島市津島町坪井平井漁港護岸東角見通し320メートルの点</p>	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第154 号	第1種 画漁業	ひじき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	<p>Aア及びアエの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井二又西護岸中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角</p> <p>点 ア Aから180度見通し線とBから宇和島市津島町坪井カリヤゴの丘見通し線との交点</p>	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第155 号	第1種 画漁業	真珠貝 下式の 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町坪井黒鼻 B 宇和島市津島町坪井山崎鼻</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町曲島引出し鼻見通し730メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲島エビヶ鼻見通し150メートルの点</p>	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第156 号	第1種 画漁業	真珠貝 下式の 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町坪井地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Dエ及びエBの2直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。</p>	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 宇和島市津島町坪井マサカリ鼻東端 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻東端 C 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻東端 D 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 点 ア Aから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐大場の鼻見通し100メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐宮の鼻見通し240メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点		
字特区第157号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井中鼻先端 B 宇和島市津島町竜王鼻先端 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の谷護岸南端見通し200メートルの点 イ Bから96度30分見通し40メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
字特区第158号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦346番地前護岸標識 B 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 点 ア Aから266度30分見通し110メートルの点 イ Bから265度30分見通し115メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
字特区第159号	第1種画漁業	魚類小養殖(まぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 点 ア Aから265度30分115メートルの点 イ Bから263度80メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
字特区第160号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦小の浦峰46番地南端の標識 B 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 点 ア Aから263度80メートルの点 イ Bから276度120メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
字特区第161号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町横浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びイBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町横浦9番地の10南西角 B 宇和島市津島町嵐小島の谷中央標識 C 宇和島市津島町嵐小島先端 点 ア Aから276度120メートルの点 イ Bから268度300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下刈谷福島見通し270メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下刈谷福島見通し170メートルの点 オ Bから268度200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
字特区第162号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組合作業場西角 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐甲70番地の1東角見通し50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し50メートルの点		
宇特區第163号	第1種画漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻北東角 C 宇和島市津島町嵐番外21番地1倉庫西角護岸標識 D 宇和島市津島町嵐番外70番地2西角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐慶ヶ浦131番地西角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐676番地(寄宿舍)西角見通し110メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し100メートルの点 エ Dから宇和島市津島町嵐番外23番地1住宅東端の標識見通し140メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第164号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 宇和島市津島町嵐サネモリ岩 C 宇和島市津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 宇和島市津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐小島の島頂見通し160メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井竜王鼻見通し160メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し150メートルの点 エ Dから宇和島市津島町曲島ツワナ谷鼻見通し180メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第165号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町曲島防波堤北側付根見通し220メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲島エビヶ鼻見通し210メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第166号	第1種画漁業	真珠貝下式の養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 B 宇和島市津島町針木宮の鼻南西端 C 宇和島市津島町針木111番地の1作業場前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦落網代北端見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町塩定竜の越見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第167号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知宮の鼻北端標識 B 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

完 許 番 号	種 類	漁業の 種 名	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点		
宇特区 第168 号	第1種 画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し120メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第169 号	第1種 画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びイオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7護岸東角 B 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角標識 D 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角標識 点 ア Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し線とDから同町柿の浦竜王祠見通し線との交点 イ Dから宇和島市津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し線(45度)とAからC見通し線との交点 エ Bから宇和島市津島町柿の浦759番地住宅前護岸標識見通し70メートルの点 オ Aから宇和島市津島町大場の鼻見通し50メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第170 号	第1種 画漁 業	真珠貝 下との 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第171号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 B 宇和島市津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦771番地作業場南角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦高平前水門見通し130メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第171 号	第1種 画漁 業	ひおう 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町柿の浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦中鼻北東端 B Aから海岸沿い南へ34メートルの標識 C Aから海岸沿い北へ116メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町柿の浦803番地地先真珠作業場南角見通し55メートルの点 イ Cから宇和島市津島町柿の浦16番地地先倉庫北角見通し80メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第172 号	第1種 画漁 業	真珠貝 下との 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市津島 町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、宇特区第173号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識から海岸沿い東へ60メートルの標識 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識 C 宇和島市津島町大浦ウスバエの標識 点 ア Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し30メートルの点	宇和島市 津島町下 灘	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の種類	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し500メートルの点 オ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 カ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し30メートルの点		
宇特区第173号	第1種漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ及びビアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町大浦ワスバエの標識 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識 点 ア Bから318度30分見通し270メートルの点 イ Bから318度30分見通し420メートルの点 ウ Cから319度見通し440メートルの点 エ Cから319度見通し300メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第174号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井長壱の鼻北西端 B 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分校東側水路から東へ12メートルの護岸標識 C 宇和島市津島町平井336番地由良小学校平井分校西端護岸標識 D 宇和島市津島町平井森ヶ鼻北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島頂見通し240メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島頂見通し600メートルの点 ウ Dから宇和島市津島町北灘柏崎見通し460メートルの点 エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎見通し200メートルの点 オ Cから316度30分225メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し275メートルの点 キ Cから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点 ク Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点 ケ Bから宇和島市津島町竹ヶ島東端見通し350メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第175号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町漁家地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 宇和島市津島町成赤崎東北端 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端角見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端角見通し175メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し330メートルの点 オ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し295メートルの点 カ Cから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第176号	第1種漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	<p>Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町成クワガサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ塔頂点 C 宇和島市津島町成赤崎鼻西の標識 D 宇和島市津島町成赤崎東の鼻標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第177号	第1種漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町成城の鼻突端 B 宇和島市津島町成由良小学校成本校運動場西端の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し280メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第178号	第1種漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第139号、宇区第140号及び宇特区第179号の区域を除く。</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口 B 宇和島市津島町須下長畑護岸中央標識 C 宇和島市津島町須下651番地の1作菜場南角前護岸</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し270メートルの点 イ Bから331度30分300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町須下由良神社参門見通し150メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第179号	第1種漁業	魚類小養殖(くま小養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識 B 宇和島市津島町須下148番地の3住宅北角前護岸沿い東へ95メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町須下白石の鼻見通し線とBから同町竹ヶ島島頂部見通し線との交点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第180号	第1種漁業	魚類小養殖(くま小養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から15メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下188番地の1住宅北角護岸の標識 B 宇和島市津島町須下196番地冷蔵庫南角の標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下455番地住宅北角見通し80メートルの点</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第181号	第1種漁業	魚類小養殖(くま小養殖をく)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町須下457番地冷蔵庫南角護岸の</p>	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		まぐろ式養殖(く)			標識 B 宇和島市津島町須下449番地の2住宅南角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下平落西野の浜北角見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下新浜防波堤突端見通し80メートルの点		
宇特區第182号	第1種漁業	魚類養殖(まぐろ式養殖)	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識 B 宇和島市津島町須下711番地1作業場前護岸東角 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下148番地の3住宅西角前護岸沿い東へ95メートルの標識見通し122メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第183号	第1種漁業	真珠貝下との養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第142号及び宇特區第182号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識 B 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識 D 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町須下平落西野の浜北角見通し110メートルの点 イ Dから121度410メートルの点 ウ Dから121度335メートルの点 エ Cから122度30分335メートルの点 オ Cから122度30分170メートルの点 カ Bから130度165メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第184号	第1種漁業	あわび下わ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭 B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角 点 ア Aから130度見通し165メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下長畑護岸の中央標識見通し145メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第185号	第1種漁業	あわび下わ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越海底ケーブル敷設指示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点 イ Aから152度30分見通し285メートルの点 ウ Bから157度見通し340メートルの点 エ Bから157度見通し170メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり
宇特區第186号	第1種漁業	おき下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越の鼻東端 B 宇和島市津島町竹ヶ島モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから157度見通し170メートルの点 イ Aから157度見通し340メートルの点 ウ Cから158度45分見通し350メートルの点 エ Cから158度45分見通し150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Bから148度30分見通し164メートルの点		
宇特区第187号	第1種漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬三ツ巻の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり
宇特区第188号	第1種漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とBD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町雨崎東端 B 南宇和郡愛南町網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 D 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり
宇特区第189号	第1種漁業	おひう下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町網代網代鼻東端 B 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり
宇特区第190号	第1種漁業	おひう下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端角の標識 点 ア Aから0度500メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり
宇特区第191号	第1種漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	Bカ、カA、Aア、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とCB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第192号及び宇特区第193号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻東端 B 南宇和郡愛南町魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡愛南町魚神山ナガツエ鼻南端 E 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 F 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎巻の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ Aから0度500メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり
宇特区第192号	第1種漁業	あわび下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端 点 ア Aから108度280メートルの点 イ Aから99度410メートルの点 ウ Aから116度480メートルの点 エ Aから128度370メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり
宇特区第193号	第1種漁業	おひう下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山中防波堤北側突端	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油、神邊袋	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
		じき養殖			点 ア Aから89度100メートルの点 イ Aから83度250メートルの点 ウ Aから114度290メートルの点 エ Aから139度180メートルの点	串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	
宇特区第194号	第1種画漁業	おひぎ垂式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウC、CB及びBアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山ナガツエ鼻南端 B 南宇和郡愛南町魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 C 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎標識 点 ア AからB見通し150メートルの点 イ Aから170度470メートルの点 ウ Cから180度200メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり
宇特区第195号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山やなごさこーツ蔭の標識 B 南宇和郡愛南町魚神山甚五郎蔭の標識 C 南宇和郡愛南町観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町荒樫荒樫鼻見通し600メートルの点 ウ イからB見通し500メートルの点 エ アからA見通し500メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり
宇特区第196号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町魚神山船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町魚神山船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり
宇特区第197号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割式養殖)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町塩子島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから146度390メートルの点 ウ Aから180度325メートルの点 エ Aから180度125メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり
宇特区第198号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋216番地東端の標識 B 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度50メートルの点 イ Bから122度170メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり
宇特区第199号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋242番地南東端の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点 エ アから180度800メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり
宇特区第200号	第1種画漁業	魚類小養殖(くま割式養殖)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	Aア、アB、イD及びCイの4直線とBC間及びDA間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆首)の標識 B 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋262番地防波堤東側標識 D 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから5度300メートルの点 イ Cから93度125メートルの点	南宇和郡愛南町網家、串、柏、須魚平油、ノ川、神袋及びび油	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第201号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	A7及びA8の2直線とA8間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町油袋262番地中防波堤東側標識 B 南宇和郡愛南町油袋257番地の標識 点 ア Aから93度125メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第202号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	A7、A8、C1、D、Eウ、ウエ及びE7の7直線とBC間及びDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地南角の標識 C 南宇和郡愛南町油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 D 南宇和郡愛南町油袋250番地(豆首)の標識 E 南宇和郡愛南町油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから275度410メートルの点 イ Dから5度300メートルの点 ウ Eから90度500メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第203号	第1種画漁業	ひおき下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町油袋地先	A7及びA8の2直線とA8間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1-1番地小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町油袋530-1番地の標識 点 ア Aから275度410メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第204号	第1種画漁業	真珠貝下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	A7、A8、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びE8の8直線とA8間及びEG間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第147号及び宇特区第206号の区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻南端 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡愛南町家串140番地(タンダ浜)東角の標識 D 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 E 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社)前埋立地北側先端 F 南宇和郡愛南町家串1333番地(波切)の標識 G 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 H 南宇和郡愛南町家串恵美須崎の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡愛南町塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡愛南町黒岩見通し580メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第205号	第1種画漁業	ひおき下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	A7、A8及びE8の3直線とA8間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串龍王鼻南端 C 南宇和郡愛南町家串神社前防波堤北側先端 点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点	南宇和郡網家、柏崎、須魚平油袋	別記2のとおり
宇特区第206号	第1種画漁業	魚類小網式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	A8、イウ、ウエ及びE7の4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串(若宮神社)防波堤の標識	南宇和郡網家	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字特区第217号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ及びイEの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2631番地の標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2956番地2アコギ西鼻南西端 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御莊長洲、御莊平城、和莊御口、月及び御莊深泥	別記2のとおり
字特区第218号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地1号標識 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御莊長洲、御莊平城、和莊御口、月及び御莊深泥	別記2のとおり
字特区第219号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	AB及びBCDの2直線とAD及びBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2617番地黒御東鼻南東端 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2376番地西角 C 南宇和郡愛南町御莊菊川2378番地北角 D 南宇和郡愛南町御莊菊川2426番地西角	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御莊長洲、御莊平城、和莊御口、月及び御莊深泥	別記2のとおり
字特区第220号	第1種画漁業	種類小養殖(くろま割殖をく)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオAの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川2238番地ドウシン鼻南西端 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 点 ア Aから南宇和郡愛南町御莊菊川2366番地標識見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し105メートルの点 オ Aから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し95メートルの点	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御莊長洲、御莊平城、和莊御口、月及び御莊深泥	別記2のとおり
字特区第221号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊菊川地先	AB及びEFの2直線とBE及びAF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cア、アイ及びイDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御莊菊川1797番地西角 B 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3南角 C 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3地先1号標識 D 南宇和郡愛南町御莊菊川2236番地3地先2号標識 E 南宇和郡愛南町御莊菊川2235番地北角 F 南宇和郡愛南町御莊菊川1795番地西角 点 ア Cから116度30メートルの点 イ Dから116度30メートルの点	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御莊長洲、御莊平城、和莊御口、月及び御莊深泥	別記2のとおり
字特区第222号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御莊平山地先	AB及びBCDの2直線とBC及びAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御莊平山262番地東角 B 南宇和郡愛南町御莊平山7番地標識 C 南宇和郡愛南町御莊平山9番地前町道標識 D 南宇和郡愛南町御莊平山64番地前町道標識	南宇和郡愛南町御莊菊川、平山、御莊長洲、御莊平城、和莊御口、月及び御莊深泥	別記2のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第223号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	Aア、アB、BC及びDEの4直線とAE及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平城3番地棧橋東側付根 C 南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地長洲埋立地南角 D 南宇和郡愛南町御荘平山1780番地東角 E 南宇和郡愛南町御荘平山776番地の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘大島北端見通し200メートルの点	口、御荘、長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇特区第224号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山大島北端 B 南宇和郡愛南町御荘平山大島西北端の標識 C 南宇和郡愛南町御荘平山大島西端 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地(長洲埋立地)南角見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御荘長洲1350番地(長洲埋立地)南角見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端見通し110メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し200メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町中浦1860番地南角見通し40メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端見通し40メートルの点	南宇和郡愛南町御荘、御荘、平山、御荘、長洲、御荘、平城、御荘、御口、御荘、長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇特区第225号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	Aア、アド及びCBの3直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川と同町御荘深泥との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御荘深泥19番地北角 C 南宇和郡愛南町御荘平城700番地南角標識 D 南宇和郡愛南町御荘平城長崎水門南端から海岸線沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島南端見通し150メートルの点	南宇和郡愛南町御荘、御荘、平山、御荘、長洲、御荘、平城、御荘、御口、御荘、長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇特区第226号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町成川防波堤西側突端 B 南宇和郡愛南町防城メイロ鼻突端 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第227号	第1種画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水平岩突端 B 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 C 南宇和郡愛南町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特区第228号	第1種画漁業	魚類小網式養殖業	4月1日から8月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域	南宇和郡愛南町防	別記1及び2のと

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
号	業	殖(く)式業除(ま)小養を(く)			基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地東角の標識 B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識 点 ア Aから122度45メートルの点 イ Bから110度45メートルの点	城成川、高浦 赤水、中浦 及び猿鳴	おり
宇特区 第229号	第1種 画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町高畑地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑後越宮ノ鼻突端 B 南宇和郡愛南町高畑後越中鼻突端 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺供養塔見通し50メ ートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メー トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メー トルの点 エ Cから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し60メートル の点	南宇和郡防 城成川、 赤水、高 浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第230号	第1種 画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 基点Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 点 ア Bから296度223メートルの点 イ Bから280度250メートルの点	南宇和郡防 城成川、 赤水、高 浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第231号	第1種 画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から25メートルの 線とによって囲まれた区域。ただし、Dア、アイ、イウ及び ウEの4直線とDE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれ た区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1676番地北角の標識 B 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端 C 南宇和郡愛南町中浦1578番地東角の標識 D Cから海岸沿い南へ15メートルの点 E Cから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Dから90度30メートルの点 イ Cから50度35メートルの点 ウ Eから21度30メートルの点	南宇和郡防 城成川、 赤水、高 浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第232号	第1種 画漁 業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とAB及 びDE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦二子竈北端 C 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端 D 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻突端 E 南宇和郡愛南町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メー トルの点 イ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メ ートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165 メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町中浦火道真谷見通し65メ ートルの点	南宇和郡防 城成川、 赤水、高 浦 及び猿鳴	別記2の とおり
宇特区 第233号	第1種 画漁 業	かき垂 下式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から5 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cイ、イウ 及びウDの3直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子竈西端 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦鼻突端 C Aから海岸沿い南西へ40メートルの標識	南宇和郡防 城成川、 赤水、高 浦 及び猿鳴	別記2の とおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					D Aから海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア 南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端見通し25メートルの点 ウ Dから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻突端から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点		
宇特區第234号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bイ、イウ及びウCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町中浦戸ノ浦鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦ほうの木鼻突端 C Bから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町大島南端見通し線とBから同町二子啓見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町中浦信田西鼻見通し32メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特區第235号	第1種漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦地蔵ヶ箸東端 B 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡愛南町中浦段ノ網代東鼻突端 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特區第236号	第1種漁業	魚類小養殖(くろまぐろ式養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町柏崎小松鼻見通し250メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高浦及び猿鳴	別記2のとおり
宇特區第237号	第1種漁業	くろまぐろ小潮式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町猿鳴地先	Dア、アイ及びイCの3直線とCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻西端の標識 B 南宇和郡愛南町猿鳴ネガセ穴の口鼻北端 C Bから94度210メートルの点 D Aから183度40メートルの点 点 ア Aから320度347メートルの点 イ Bから346度432メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高浦及び猿鳴	1 別記と 2 おり該 漁に係る 漁場の 漁区に 設置す る養殖 の供施 は、規 模を超 えない だ。生 の積が 4.1平 方メ ートル を超え ない 内生 の状 格、又 数更 をす

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							としな形正 こ差え。： るは支い。： 状方規格 30メートル ト30メートル ト台5形 円規格 直徑25 メートル、 数台
字特区 第238号	第1種 画漁業	魚類小 製式養 殖(くろ ま小養 殖をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島上島北端 B 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し 40メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し 290メートルの点 ウ Bから77度65メートルの点 エ Bから103度305メートルの点	南宇和郡防 愛南町成川、高浦 赤水、中浦 及び猿鳴	別記2の とおり
字特区 第239号	第1種 画漁業	くろま 製式小 製式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町三ツ畑田島下島南端 点 ア Aから60度70メートルの点 イ Aから102度490メートルの点 ウ Aから130度555メートルの点 エ Aから177度215メートルの点	南宇和郡防 愛南町成川、高浦 赤水、中浦 及び猿鳴	1 別記2 2 のり 2 該権 のの にす 置養 設に の供 は、 下模 えな い。 だ生 の積 320 方ト 超い 内生 の状 格、 又数 台変 るは 支い。 状方 規格 24ト 14ト 台5
字特区 第240号	第1種 画漁業	真珠貝 垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴テボ礁1号標識	南宇和郡防 愛南町成川、	別記2の とおり

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区 域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから320度134メートルの点 イ Aから354度204メートルの点 ウ Aから56度178メートルの点 エ Aから93度85メートルの点	赤水、高 畑、中浦 及び猿鳴	
字特区 第241 号	第1種 画漁 業	真珠貝 式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町猿鳴中矢呂鼻 B 南宇和郡愛南町猿鳴才五郎ダキ鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町角島頂見通し100メ ートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町角島頂見通し75メー トルの点	南宇和郡防 川、高浦 赤水、中 畑及び猿	別記2の とおり
字特区 第242 号	第1種 画漁 業	ひおう 下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越地先	ABの直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの 線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越磯崎より海岸線沿い東へ20 0メートルの標識 B 南宇和郡愛南町船越コケ岬先端	南宇和郡越 弓小椋船 久久樽外 泊及び内 泊	別記2の とおり
字特区 第243 号	第1種 画漁 業	真珠貝 式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町船越地先	Aア、アイ及びイCの3直線とCA間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越1869番地(一軒家)東端の 標識 B 南宇和郡愛南町船越黒鼻より海岸線沿い西へ60 メートルの標識 C 南宇和郡愛南町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中泊女呂岬見通し170メ ートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町内泊平床鼻見通し200メ ートルの点	南宇和郡越 弓小椋船 久久樽外 泊及び内 泊	別記2の とおり
字特区 第244 号	第1種 画漁 業	魚類小 養殖 (くぐり 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町内泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊554番地3北東の角 B 南宇和郡愛南町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度500メートルの点 イ Aから346度120メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度580メートルの点	南宇和郡越 弓小椋船 久久樽外 泊及び内 泊	別記2の とおり
字特区 第245 号	第1種 画漁 業	魚類小 養殖 (くぐり 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町内泊カマ蓉の標識 B 南宇和郡愛南町内泊25番地-1(旧西浦小学校) 護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点	南宇和郡越 弓小椋船 久久樽外 泊及び内 泊	別記2の とおり
字特区 第246 号	第1種 画漁 業	魚類小 養殖 (くぐり 式養殖 をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町外泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中泊12番地(愛南漁協水揚場) 西角の標識 B 南宇和郡愛南町外泊第5防波堤西側突端 点 ア Aから354度240メートルの点 イ Aから354度100メートルの点 ウ Bから354度90メートルの点 エ Bから354度230メートルの点	南宇和郡越 弓小椋船 久久樽外 泊及び内 泊	別記2の とおり

免許 番号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
						見、外泊 活、及び内泊	養魚人 種なば 工でな れら ない。
字特区 第253号	第1種 画漁業	魚類小 養殖(く ま小養 をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町福浦1263番地作業場西側付根 B 南宇和郡愛南町明神鼻中鼻北端 C 南宇和郡愛南町笠ハズシ鼻から西へ200メー トルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見 通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小成川388番地2標識見 通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し300メー トルの点 エ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し40 0メートルの点 オ Cから南宇和郡愛南町札立防波堤突端見通し14 5メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町名切鼻見通し95メー トルの点	南宇和郡 愛南町 福浦、 川、 及泊 者	別記2の とおり
字特区 第254号	第1種 画漁業	魚類小 養殖(く ま小養 をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 大成川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大成川防波堤東側付根から東へ 10メートルの標識 B 南宇和郡愛南町樽見705番地西側付根から西へ 35メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し100メー トルの点 イ Aから南宇和郡愛南町明神鼻見通し300メー トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先標 識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町麦ヶ浦450番地地先標 識見通し80メートルの点	南宇和郡 愛南町 大成川 福浦、 及泊 者	別記2の とおり
字特区 第255号	第1種 画漁業	魚類小 養殖(く ま小養 をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 柿ノ浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線とAB間の最大 低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オドン谷南鼻の標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦八郎峯南端 C 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通 し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良天熾東端見通し200 メートルの点 ウ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メー トルの点 エ Cから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メー トルの点	南宇和郡 愛南町 中ノ 敦岩 本、 玉、 浜、 浦、 盛、 水、 内、 浦、 越、 月、 良、 寺、 都、 内、 乙、 甲、 及、 乙	別記2の とおり
字特区 第256号	第1種 画漁業	魚類小 養殖(く ま小養 をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 水谷地先	アイ、イウ、ウB、BC及びCAの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 南宇和郡愛南町水谷鼻南端 B 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 C Bより北へ海岸沿い180メートルの点 点 ア Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し60メー トルの点 イ Aから高知県宿毛市鶴来島西端見通し230メー	南宇和郡 愛南町 中ノ 敦岩 本、 玉、 浜、 浦、 盛、 水、 内、 浦、 越、 月、 良、 寺、 都、 内、 乙、 甲、 及、 乙	別記2の とおり

番号	許号	種類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は 条件
						トルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町当木島東端見通し200メ ートルの点	良、連、乗、 寺、都、僧、 丙、乙、緑、 甲、甲、緑、 乙、乙、城、 及、及、邊、 乙、乙、城	
字特区 第257号	第1種 画漁業	魚類 割殖 (くま割殖を く)	小養業ろろ式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中五地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉荒谷大ズエ鼻先端 B 南宇和郡愛南町中玉荒谷鯉音窓南端 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	南、和、郡、 愛、南、大、 本、玉、萩、中、教、 浜、盛、浦、岩、 水、内、垣、深、 浦、越、古、久、 月、良、連、乗、 寺、都、僧、 丙、乙、緑、 甲、甲、緑、 乙、乙、城、 及、及、邊、 乙、乙、城	別記2の とおり
字特区 第258号	第1種 画漁業	魚類 割殖 (くま割殖を く)	小養業ろろ式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町古月地先	アイ、イア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町鮎越島原南先端 B 南宇和郡愛南町古月テジノ鼻先端 点 ア Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し70メ ートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町御台場北鼻見通し300メ ートルの点	南、和、郡、 愛、南、大、 本、玉、萩、中、教、 浜、盛、浦、岩、 水、内、垣、深、 浦、越、古、久、 月、良、連、乗、 寺、都、僧、 丙、乙、緑、 甲、甲、緑、 乙、乙、城、 及、及、邊、 乙、乙、城	別記2の とおり
字特区 第259号	第1種 画漁業	魚類 割殖 (くま割殖を く)	小養業ろろ式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町西教盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町教盛523番地向山愛南漁協漁具 倉庫東端 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標 識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協 西角標識見通し100メートルの点	南、和、郡、 愛、南、大、 本、玉、萩、中、教、 浜、盛、浦、岩、 水、内、垣、深、 浦、越、古、久、 月、良、連、乗、 寺、都、僧、 丙、乙、緑、 甲、甲、緑、 乙、乙、城、 及、及、邊、 乙、乙、城	別記2の とおり
字特区 第260号	第1種 画漁業	魚類 割殖 (くま割殖を く)	小養業ろろ式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町教盛523番地向山愛南漁協漁具 倉庫東端 B 南宇和郡愛南町深浦二本松沖ニナエ磐中央 点 ア Aから南宇和郡愛南町深浦1841番地旧深浦漁協 西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦オカニナエ磐見通し 100メートルの点	南、和、郡、 愛、南、大、 本、玉、萩、中、教、 浜、盛、浦、岩、 水、内、垣、深、 浦、越、古、久、 月、良、連、乗、 寺、都、僧、 丙、乙、緑、 甲、甲、緑、 乙、乙、城、 及、及、邊、 乙、乙、城	別記2の とおり

免番	許号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							乙、緑 甲、城 甲、び 甲、辺 乙	
字特区 第261号	第1種 区画漁業	魚類 割殖(ま 小養をく)	小養 業ろろ 式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町柿ノ浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町柿ノ浦オトシ谷南鼻標識 B 南宇和郡愛南町柿ノ浦灯台 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町鮪越丸落北鼻見通し100メートルの点	南宇和郡 愛南、中 本、大、 玉、柿、 浜、教、 浦、岩、 盛、垣、 水、深、 内、浦、 越、古、 月、久、 良、乗、 寺、僧、 都、緑、 丙、乙、 乙、城、 甲、甲、 及、び、 辺、	別記2の とおり
字特区 第262号	第1種 区画漁業	魚類 割殖(ま 小養をく)	小養 業ろろ 式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町大浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町大浜西コガネ崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜東コガネ崎鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町当木島南端見通し200メートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点	南宇和郡 愛南、中 本、大、 玉、柿、 浜、教、 浦、岩、 盛、垣、 水、深、 内、浦、 越、古、 月、久、 良、乗、 寺、僧、 都、緑、 丙、乙、 乙、城、 甲、甲、 及、び、 辺、	別記2の とおり
字特区 第263号	第1種 区画漁業	魚類 割殖(ま 小養をく)	小養 業ろろ 式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町大浜地先	Aイ、イア及びアBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町黒崎鼻先端 B 南宇和郡愛南町大浜小島鼻先端 C 南宇和郡愛南町大浜タデノ崎鼻先端 点 ア Cから204度225メートルの点 イ Cから204度645メートルの点	南宇和郡 愛南、中 本、大、 玉、柿、 浜、教、 浦、岩、 盛、垣、 水、深、 内、浦、 越、古、 月、久、 良、乗、 寺、僧、 都、緑、 丙、乙、 乙、城、 甲、甲、 及、び、 辺、	別記2の とおり
字特区 第264号	第1種 区画漁業	魚類 割殖(ま 小養をく)	小養 業ろろ 式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町敦盛地先	Aア、アイ、イBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町敦盛東敦盛鼻先端 B 南宇和郡愛南町敦盛西敦盛鼻先端 点 ア Aから南宇和郡愛南町垣内837番地西角標識見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡 愛南、中 本、大、 玉、柿、 浜、教、 浦、岩、 盛、垣、 水、深、 内、浦、 越、古、 月、久、 良、乗、 寺、僧、 都、緑、 丙、乙、 乙、城、 甲、甲、 及、び、 辺、	別記2の とおり
字特区 第265号	第1種 区画漁業	魚類 割殖(ま 小養をく)	小養 業ろろ 式業除	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中玉地先	アイ、イカ、カオ及びオアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子礮南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東鼻南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点	南宇和郡 愛南、中 本、大、 玉、柿、 浜、教、 浦、岩、 盛、垣、 水、深、 内、浦、 越、古、 月、久、 良、乗、 寺、僧、 都、緑、 丙、乙、 乙、城、 甲、甲、 及、び、 辺、	別記2の とおり

免番	許号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
			く)			エ Bから180度250メートルの点 オ Aから二見通し1,104メートルの点 カ イからウ見通し1,100メートルの点		
宇特区 第266号	第1種 区画漁業	くろま ぐろぐろ 割式養殖業 (くろま 割式養殖業 を除く)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町中玉地先	オカ、カウ、ウエ及びエオの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中玉二子磐南端 B 南宇和郡愛南町脇本大付東南端 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点 オ エからア見通し1,246メートルの点 カ ウからイ見通し1,241メートルの点	南宇和郡 愛南町 中玉地 先	別記2のとおり	
宇特区 第267号	第1種 区画漁業	くろま ぐろぐろ 割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜渚の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Cから241度750メートルの点 イ Cから南宇和郡愛南町武者泊等ハズシ鼻北端見 通し590メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メー トルの点 エ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メー トルの点 オ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見 通し620メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メ ートルの点	南宇和郡 愛南町 久良	1 別記と 2 おり 3 該権るの 漁業係漁 区に漁場 おいて置 る養殖用 の供養施 は、下模 をてなら ない。だ し、實面 積が13平 方メートル を超えな い内生で 、實形規 はをすと しな形正 状、方規 格50メ ートル、 50メ ートル、 台4、 形円、 規格直 径50メ ートル、 数2	
宇特区 第268号	第1種 区画漁業	くろま ぐろぐろ 割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒窓見通し560メー トルの点 イ Aから南宇和郡愛南町烏帽子岩見通し240メー トルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見 通し590メートルの点	南宇和郡 愛南町 久良	1 別記と 2 おり 3 該権るの 漁業係漁 区に漁場 おいて置 る養殖用 の供養施 は、下模 をてなら ない。だ し、實面 積が13平 方メートル を超えな い内生で 、實形規 はをすと しな形正 状、方規 格50メ ートル、 50メ ートル、 台4、 形円、 規格直 径50メ ートル、 数2	

免番 許号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区 域	地元地区	制限又 は条件
					エ Aから241度750メートルの点		工種苗 でなけ ればな ない。
字特区 第269 号	第1種 画漁 業	魚類小 割殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻灯台下の大岩標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町烏帽子港見通し240メ ートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒港見通し560メー トルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し550メ ートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し225メ ートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
字特区 第270 号	第1種 画漁 業	魚類小 割殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 久良地先	カア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 C 南宇和郡愛南町久良天巖内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通 し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の港標識見通し30 0メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎港標識見通し40 0メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町深浦八郎港標識見通し25 0メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町久良鶴の港標識見通し10 0メートルの点 カ Aから南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識見通 し100メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
字特区 第271 号	第1種 画漁 業	魚類小 割殖(く ま小割 殖をく)	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 久良地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エB及びBAの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良小屋の浦鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町久良3661番地西端の標識 見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町久良ボラアジロ鼻の標識 見通し370メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メ ートルの点 エ Bから75度120メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
字特区 第272 号	第1種 画漁 業	くろま ぐろ小 割殖業	1月1日 から 12月31 日まで	南宇和郡 愛南町 久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度250メートルの点 イ Aから75度120メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し450メ ートルの点 エ Aから127度560メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2の とおり 2 当該 漁業 係る 漁場 の区 域に おけ る設 置養 殖に 供す る設 施は、 以規 超は なた だ生 の積 が40 0平方

免許 番号	種 類	漁業の 名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の 区域	地元地区	制限又 は条件
							ト超い内生の メをな囲 ルえ範で、 管状、又 規格台更 はを差え。 すとしな 形正形、 格メ一ト ルメ一ト 、数台4
宇特区 第273号	第1種 画漁業	くろま ろぐろ 割殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 点 ア Aから75度350メートルの点 イ Aから75度250メートルの点 ウ Aから127度560メートルの点 エ Aから南宇和郡愛南町島原鼻南端見通し650メ ートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記と 2 のり 2 おり 2 漁に該 係係漁 区画用 に業種 いるは る種は 用種な は、種 工でな てはな らひ。
宇特区 第274号	第1種 画漁業	魚類小 割殖業 (くろま ろぐろ をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 B 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 点 ア Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し60 メートルの点 イ Aからア見通し350メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町島原南端見通し650メ ートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端見通し60 0メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第275号	第1種 画漁業	魚類小 割殖業 (くろま ろぐろ をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜瀧の下標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メ ートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メ ートルの点 ウ Bから189度680メートルの点 エ Bから181度310メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり
宇特区 第276号	第1種 画漁業	魚類小 割殖業 (くろま ろぐろ をく)	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜瀧の下標識 B 南宇和郡愛南町久良中天巖標識 点 ア Aから160度365メートルの点 イ Aから178度740メートルの点 ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メ ートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見 通し620メートルの点 オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メ	南宇和郡 愛南町久 良	別記2の とおり

免番	許号	種類	漁業の称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						トルの点 カ Bから南宇和郡愛南町梶見鼻見通し170メートルの点		
宇特区 第277号	第1種 区画漁業	くろま ぐろ小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡愛南 町久良地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜港の下標識 点 ア Aから181度310メートルの点 イ Aから189度680メートルの点 ウ Aから178度740メートルの点 エ Aから160度365メートルの点	南宇和郡 愛南町久 良	1 別記 2 のり 3 当該 4 漁業 5 権に 6 依る 7 漁用 8 区画 9 区に 10 業 11 依 12 る 13 漁 14 用 15 は 16 工 17 で 18 は 19 な 20 い。	

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。

区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中村 時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第12号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びウアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点

イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点

ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点

エ Aから159度210メートルの点

オ AからBへ200メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 伊特区第24号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ロ) 漁場の区域

Aア、アウ、ウイ及びイAの4直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点

イ AからBへ200メートルの点

ウ Aから159度210メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第298号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良トクンタネ西小鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識

点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点

ウ Bから189度680メートルの点

エ Bから181度310メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第299号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識

B 南宇和郡愛南町久良中天岬標識

点 ア Aから160度365メートルの点

イ Aから178度740メートルの点

ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点

エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点

オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点

カ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第300号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成26年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第12号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イB、Bオ、オエ、エウ及びウアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し150メートルの点

イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点

ウ Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点

エ Aから159度210メートルの点

オ AからBへ200メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 伊特区第24号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ・こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先

(ロ) 漁場の区域

Aア、アウ、ウイ及びイAの4直線によって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端

B 西宇和郡伊方町明神地区防波堤突端北端

点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し50メートルの点

イ AからBへ200メートルの点

ウ Aから159度210メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 宇特区第298号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くるまぐる小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良トクタネ西小鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識

点 ア Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町野地島頂見通し425メートルの点

ウ Bから189度680メートルの点

エ Bから181度310メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 宇特区第299号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くるまぐる小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良瀬ノ浜滝の下標識

B 南宇和郡愛南町久良中天嶋標識

点 ア Aから160度365メートルの点

イ Aから178度740メートルの点

ウ Aから南宇和郡愛南町当木島西端見通し810メートルの点

エ Bから南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し620メートルの点

オ Bから南宇和郡愛南町野地北端見通し360メートルの点

カ Bから南宇和郡愛南町樽見鼻見通し170メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡愛南町久良

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第300号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板

点 ア Aから143度45分54秒455メートルの点
イ Aから127度51分58秒355メートルの点
ウ Aから117度46分03秒491メートルの点
エ Aから131度45分51秒568メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(7) ア 免許番号 宇区第182号

イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板

点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点
イ Aから128度52分08秒68メートルの点
ウ Aから110度04分52秒142メートルの点
エ Aから143度32分06秒209メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(8) ア 免許番号 宇区第183号

イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアの5直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市島津隧道出口より南へ60メートルに設置された金属板

点 ア Aから230度09分25秒205メートルの点
イ Aから276度46分41秒301メートルの点
ウ Aから359度22分03秒440メートルの点
エ Aから22度51分03秒362メートルの点
オ Aから338度28分53秒98メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(9) ア 免許番号 宇区第184号

イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の海岸の北東端角に設置された金属板

点 ア Aから0度41分03秒920メートルの点
イ Aから330度53分52秒1,102メートルの点
ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点
エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(10) ア 免許番号 宇特区第301号

イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(7) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の海岸の北東端角に設置された金属板

点 ア Aから69度40分22秒248メートルの点
イ Aから329度58分42秒471メートルの点
ウ Aから330度30分14秒544メートルの点
エ Aから340度04分53秒718メートルの点
オ Aから11度02分41秒1,130メートルの点
カ Aから29度18分47秒990メートルの点
キ Aから31度19分35秒1,125メートルの点
ク Aから43度10分08秒1,145メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (10) ア 免許番号 宇特区第302号
- イ 免許の内容たるべき事項
- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種別	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	くろまぐろ小網式養殖業	1月1日から12/31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市戸島地先
 (ロ) 漁場の区域
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市部の標識
 B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤
 点 ア Aから332度210メートルの点
 イ Bから105度490メートルの点
 ウ Bから106度709メートルの点
 エ Aから40度163メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市戸島

エ 制限又は条件

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 (ロ) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用稲苗は、人工稲苗でなければならない。

2 免許予定日
 平成28年1月1日

3 申請期間

平成27年8月28日から11月13日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業
 平成28年1月1日から平成36年3月31日まで

(2) 特定区画漁業
 平成28年1月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1074号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年8月28日

愛媛県知事 中 村 昭 広

1 名称及び住所

株式会社東京建築検査機構
 東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 業務区域

愛媛県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
構造判定事業部	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号
T.R.T.C.名古屋構造センター	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

判定を要する全ての建築物に係る判定の業務

5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年8月20日

6 構造計算適合性判定を行わせることとした日

平成27年8月20日

○愛媛県告示第1075号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市善社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年8月28日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種別	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村3丁目2番30号
"	越 智 米 明	今治市上徳甲457番地1
"	永 井 豊	今治市松木6番地の6
"	近 藤 徹 也	今治市善田村4丁目13番35号
"	楠 常 雄	今治市五十嵐甲417番地
"	白石 邦 尚	今治市四村86番地
"	藤 本 賢 一	今治市徳重256番地4
"	宇 高 宜 彦	今治市中寺646番地
"	本 宮 成 長	今治市中寺159番地2
"	瓦 部 邦 夫	今治市新谷甲113番地
"	野 部 豊	今治市玉川町小幡部甲335番地
"	越 智 博 正	今治市高橋甲723番地5
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲164番地
"	越 野 寅 夫	今治市高橋甲1221番地3
"	長 野 幸 進	今治市別名721番地の1
"	川 原 保	今治市別名143番地1
"	仙 波 洋	今治市小泉1丁目6番13号
"	宇 高 久 敏	今治市馬越町3丁目1番7号
"	小 川 眞 弘	今治市片山1丁目1番1号
"	谷 口 尚 温	今治市山崎232番地
"	辻 島 清 志	今治市大正町7丁目1番3号
"	土 岐 辰 紀	今治市高地町2丁目甲2121番地1
"	玉 井 榮 治	今治市南日吉町3丁目1番7号
"	上 田 崇	今治市美須賀町2丁目3番地の1
"	田 藤 憲 二	今治市山方町2丁目甲1152番地
"	岡 田 公 一	今治市石井町3丁目5番68号
"	矢 野 圭 一	今治市石井町3丁目2番14号
"	砂 山 亮 吾	今治市八町西5丁目1番26号
"	近 本 静 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	石 川 博	今治市郷木町1丁目1番22号
"	藤 部 和 彦	今治市南高下町1丁目1番24号
"	小 川 順 一郎	今治市土橋町1丁目6番3号
監 事	秋 山 浩 二	今治市上徳甲494番地2
"	深 和 郎	今治市小泉2丁目9番12号
"	真 木 崇	今治市北日吉町2丁目2番40号
"	岡 林 興 運	今治市徳新築敷町3丁目1番18号

退 任

役員の種別	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村3丁目2番30号
"	日 淺 阿 也	今治市上徳乙203番地の3
"	永 井 豊	今治市松木6番地の6
"	近 藤 徹 也	今治市善田村4丁目13番35号
"	楠 常 雄	今治市五十嵐甲417番地
"	白石 邦 尚	今治市四村86番地